

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年6月22日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年6月22日（水）午前9時30分～ 本庁舎2階災害対策室

2 出席者

市民課 今井課長、松田係長

3 件名

証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繙続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

(主な意見)

- ・現状を維持し、行政ファックスを令和6年1月以降も設置する場合、5年間の長期継続契約となってしまうのか。（1年間のみの契約は可能か。）
- 現在使用している機種は、ISDNネットサービスが終了するため、G3回線で使用可能な機種に更新する必要があるが、新たな機器を調達することになるため、耐用年数に応じて長期継続契約により設置することとなる。
- ※耐用年数は5年であるが、最短で3年とすることも可能（ただし、あくまで期間のみであり、賃借料は3年間の中です払うこととなる。）。
- ・今後、パブリック・コメントや意見交換会はどのように進めて行くのか。
- 市民参加条例の規定に基づき、出張所設置条例の廃止案件となるため、適切な市民参加の方法を実施していく必要があり、条例案、アンケート結果、出張所のあり方の検討資料を提示しながら、意見をいただきたいと考えている。
- 方向性としては、行政経営改革実施計画の実施スケジュールに沿って、出張所窓口を廃止していく予定であるが、最終案については意見交換会やパブリック・コメント等の結果を踏まえ、改めて行政経営戦略会議に付議することとした。
- 補足事項として、出張所窓口の来所者の年代調査を行っており、高齢者等がどのくらい来所し、住民票等を必要としているかのニーズを把握し、意見交換会での資料に追加する予定である。
- ・マイナンバーカードによるコンビニ交付の促進と出張所の廃止が併せて提案されているように見えるが、コンビニ交付だけが代替案ではないことを丁寧に説明していく必要がある。
- ・国が進めるデジタル化の社会情勢を踏まえ、人によるサービスから機械によるサービスに転換していくことを、わかりやすく丁寧に周知していくこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書（行政経営戦略会議）

部課名

市民環境經濟部 市民課

件名	証明書発行窓口(出張所)のあり方に関する検討について										
現状・課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市では、直営の公民センター以外の、西白井複合センター、富士センター、桜台センター、白井駅前センターが指定管理者制度に移行した後も、住民票等の証明書を交付するため、職員及び必要機器を配置し、出張所窓口の対応を行っている。 近年、マイナンバー制度による行政機関の情報連携が進み、行政手続等における住民票等の添付が省略化されていることや、住基ネットを利用した広域交付、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付などの代替手段もあることから、出張所での証明書交付件数が年々減少している。 マイナンバーカードがあると、市役所や出張所の閉庁時でも住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明等を全国のコンビニエンスストアで取得することができ、本年7月には交付率が50%に到達する見込みとなっている。 行政経営改革実施計画では、財政健全化の取組から新たに位置づける取組項目として、「出張所の窓口の廃止」を掲げており、マイナンバーカードの交付率が50%を超えた時点から再検討を行い、令和5年度中を目標に実施することとしている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人員配置については、各出張所(公民センター除く)1名配置しており、住民基本台帳や戸籍を取扱うため、正規職員の配置が望ましいが、令和3年度から会計年度任用職員として配置しており、安定的な業務運営が難しい状況となっている。 経費については、開所時間の縮小、会計年度任用職員への移行、FAX機器の再リース等により、経費の削減に努めてきたが、令和5年12月末に現在使用しているFAX機器の再リース期間が終了し、継続するには新たな機器を導入する必要があること、また、令和6年1月に現在使用している通信回線サービスが終了することから、更新するには、新たにFAX機器賃貸借の長期継続契約が必要となり、経費が増大する。 										
付議事案	目的	出張所窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減を図る。									
	対応方策	アンケート調査の結果では証明書の取得頻度は低く、コンビニ交付の認知度も前回調査より向上していることが伺えたが、出張所窓口を廃止するに当たっては、アンケート調査結果の公表、出張所の廃止に係るパブリック・コメント及び市民との意見交換会(全出張所で実施)を実施し、広く意見を聴取し、丁寧な合意形成を図る。									
決定を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> 今後のスケジュールをもとに事務を進めることの可否について 										
部内会議の主な意見・懸案事項	<ul style="list-style-type: none"> 行政経営改革審議会への諮問・答申やパブリック・コメントを行い計画が策定されていることや、取組みを進めていく上で、アンケート調査、パブリック・コメント、意見交換会を行うことは、市民参加の方法を多く取り入れており、適正であると考える。 今後、出張所の廃止を進めるに当たり、併せて、マイナンバーカードによるコンビニ交付の方法などをわかりやすく広報等で十分に周知していくこと。 										
今後のスケジュール(案)	R4.8.4 センター長会議 R4.8.15 広報・HP(パブコメ・意見交換会) R4.8.25 議員全員協議会 R4.9.1 パブリック・コメント(2週間) R4.9.2 意見交換会(公民センター) R4.9.3 意見交換会(駅前・富士)			R4.9.4 意見交換会(複合・桜台) R4.10月 戦略会議(出張所のあり方の検討の決定) ※ここから下は、出張所廃止の場合のスケジュール案 R4.12月 出張所廃止条例の上程 R5.1月～ 広報、HP、窓口等での周知 R5.12.29 出張所の廃止(最終営業日12/28)							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)					
	条例規則	有	条例廃止(R4.12月)	報道発表	有	定例記者会見(R5.2月)					
	議会説明	有	議員全員協議会(R4.8月)	広報・HP等	有	広報・HP(R4.9月、R5.2月)					
	市民参加	有	パブリック・コメント(R4.9月)、市民との意見交換会(R4.9月)								
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非	(まで)					
参考情報	関係法令等	(条例)出張所設置条例、複合センター設置管理条例、公民センター設置管理条例 (規則)行政組織規則、職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (訓令)事務決裁規程、文書管理規程									
	関係課	財政課、総務課、生涯学習課、市民活動支援課									
	事業費	10,948 千円 (うち特定財源 0 千円)									
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的 手段 その他					

証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

第1 目的・現状等

1 検討の目的

市では、行政経営改革を着実に推進するための白井市行政経営改革実施計画の取組項目に『出張所の窓口の廃止』を掲げています。

この計画に基づき、行政のスリム化、人員及び歳出の削減を図るため、出張所の窓口の廃止を検討するものです。

2 出張所の位置及び業務

出張所は、市内の5カ所のセンター内に、白井市役所出張所設置条例に基づき設置しており、次の業務を行っています。

名称	位置	業務
西白井出張所（複合）	清水口1丁目2番1号	(1) 戸籍証明の交付 (2) 住民票の写しの交付 (3) 印鑑登録証明書の交付 (4) 年金受給者の記載 (5) 出張所の管理運営事務
富士出張所	富士239番地の2	
公民センター出張所	中98番地の17	
桜台出張所	桜台2丁目14番	
白井駅前出張所	堀込1丁目2番2号	

3 直営から指定管理への移行状況

各出張所を設置しているセンターについては、平成21年度から順次指定管理に移行しており、指定管理に伴い開所日を週6日から週3日に変更しました。

ただし、富士出張所については、平成29年4月から週5日、同年10月から週4日、平成30年4月から週3日に縮小し、段階的な見直しを実施しました。

また、公民センターについては平成29年度から直営に戻ったため、市役所と同じ平日週5日開所している状況となっています。

各出張所の指定管理への移行状況

（年度）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
複合	直営	直営	直営													
富士	直営															
公民	直営									直営	直営	直営	直営	直営	直営	
桜台	直営	直営	直営													
駅前	直営	直営														

※黒ラインが指定管理（年度）

4 出張所の開所日・開所時間

各出張所（公民センターを除く。）は職員1名体制であり、平日は午前中のみ開所。※土日の午後1時から2時までは休憩時間のため発行不可

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
複合			8：30～ 12：00		8：30～ 12：00		8：30～ 13：00
							14：00～ 17：15
富士		8：30～ 12：00		8：30～ 12：00		8：30～ 13：00	
						14：00～ 17：15	
公民	8：30～ 17：15	8：30～ 17：15	8：30～ 17：15	8：30～ 17：15	8：30～ 17：15		
桜台			8：30～ 12：00		8：30～ 12：00		8：30～ 13：00
							14：00～ 17：15
駅前		8：30～ 12：00		8：30～ 12：00		8：30～ 13：00	
						14：00～ 17：15	

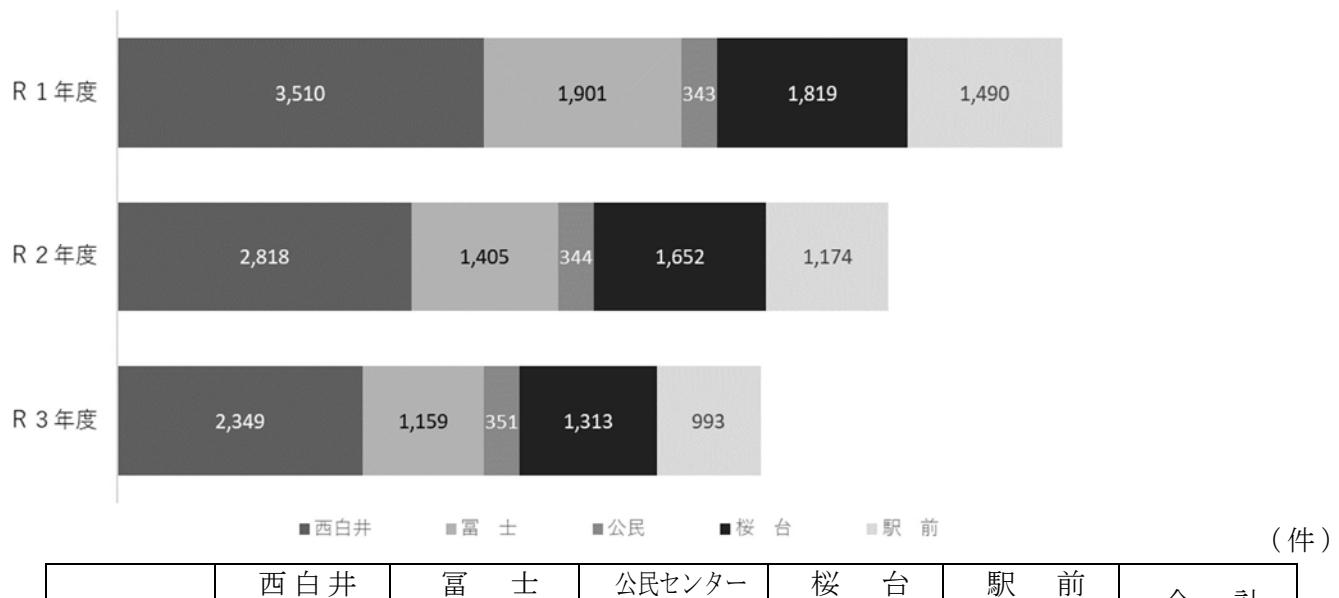
5 これまでの経緯

H15.8.25	住民基本台帳ネットワークにより住民登録地以外の市区町村窓口でも住民票の写しを取得することが可能となる。（広域交付住民票）
H29.1.4	住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス開始
H29.11.13	マイナンバーを活用した情報連携が順次開始され、行政機関等の各種手続の際に住民票などの提出書類を省略することが可能となる。 ※令和4年3月時点で約2,300の手続きで省略が可能。
H30.8	『財政推計の見直しと財政健全化の取組』に、歳出削減のための取組みとして「出張所の廃止」を掲げ、「マイナンバーカードの取得率を高め、住民票などのコンビニ交付を積極的に推進することにより、段階的に出張所窓口を廃止することとした。
R1.6	国の閣議決定により、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定した方針が示される。
R2.3.17	意見交換会、アンケート調査等の結果を踏まえ、行政経営戦略会議において、マイナンバーカードの交付率50%を目安として、その時点から2年以内に出張所業務のあり方について再度検討を行うこととした。
R2.10.1	各出張所（公民センターを除く。）の平日の開所時間を午前中のみ（8：30～12：00）に縮小
R4.1.17	コンビニ交付に、税証明（所得等証明、課税証明、非課税証明）を追加
R4.3	行政経営改革実施計画に、財政健全化の取組から新たに位置づける取組項目として「出張所の窓口の廃止」を掲げ、令和5年度中を目標に実施することとした。

6 各出張所の交付件数

住民票等の交付については、コンビニ交付の件数が増加していることや、令和2年10月に公民センターを除く4つの出張所の平日の開所時間を午前中のみ（8：30～12：00）に縮小したことにより、交付件数が年々減少しています。

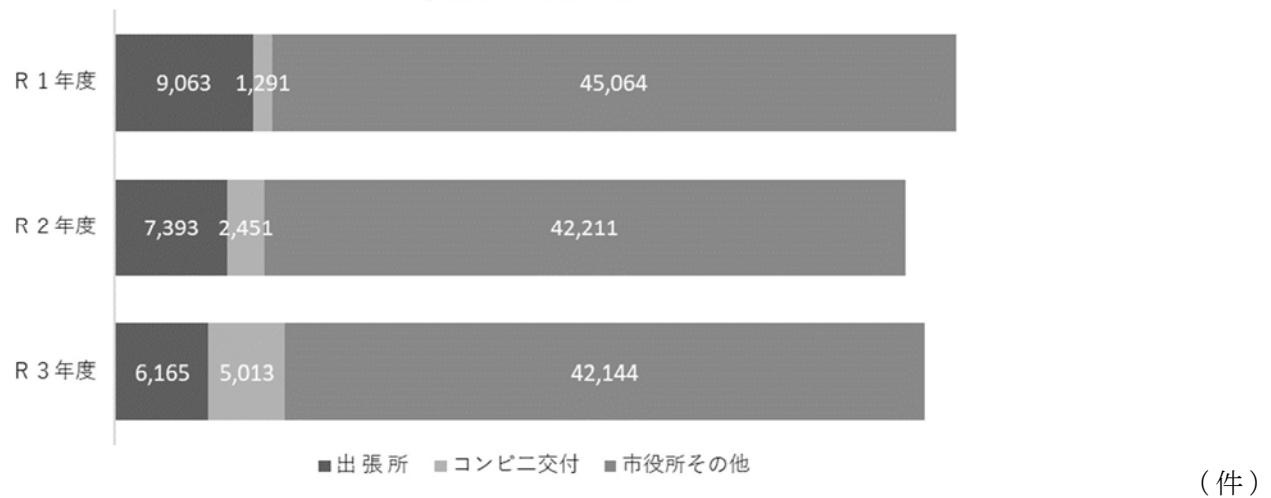
各出張所の交付件数



7 出張所・コンビニ交付・市役所その他の交付件数

平成29年1月から実施しているコンビニ交付件数が、近年のマイナンバーカードの普及に伴い、増加している状況となっています。

市役所等の交付件数



	出張所	コンビニ交付	市役所その他
R1年度	9,063	1,291	45,064
R2年度	7,393	2,451	42,211
R3年度	6,165	5,013	42,144

8 各種諸証明の交付件数の推移

マイナンバーを活用した情報連携が開始され、行政機関等への各種手続の際に住民票や課税証明書などの提出書類を省略することが可能となり、令和4年3月時点で児童手当支給事務など約2,300の手続きで省略が可能となっています。

このため、令和3年度はやや増加したものの、年々、各種諸証明の交付件数は減少している状況です。

	交付件数	収入額
平成29年度	60,597	19,953,950円
平成30年度	59,277	19,596,500円
令和元年度	55,418	18,247,050円
令和2年度	52,055	17,137,960円
令和3年度	53,275	17,472,750円

9 各種証明書の主な用途

証明書	主な用途
住民票の写し	運転免許証記載事項変更、不動産・自動車等の売買、賃貸借契約、相続手続、保険金請求、住宅ローン借入れ、公的資格取得、入学、就職、銀行口座の開設、金融機関への住所・氏名変更届出、職場への住所・氏名変更届出、児童手当現況届、扶養控除申告、指定難病受給申請、親元同居近居支援補助金受給申請、債権回収、訴訟の提起、携帯電話の契約 等
印鑑登録証明書	不動産・自動車等の売買、廃車、公正証書作成、相続手続、保険金請求、賃貸住宅入居、住宅ローン借入れ、会社設立 等
戸籍謄抄本	パスポート申請、戸籍届出、旧氏併記申請、相続手続、保険金請求、年金請求、公正証書作成、公的資格取得、通信契約の家族確認、自動車所有者の氏名変更 等

10 出張所の運営について

住民基本台帳を取扱う出張所業務は、市町村の適切な管理下であれば、民間委託が可能ですが、必ず同一の室内に市職員が常駐する必要があります。

また、公共サービス改革法に基づく市場化テストを行うことにより、民間委託している事例がありますが、第三者機関の設置、実施方針・実施要項・選定基準の策定、競争入札の実施、契約についての議会の議決が必要となります。

なお、郵便局との包括連携に関する協定に基づき、証明書交付事務を委託している事例もありますが、本市では郵便局と市役所が近接していることや、費用対効果が見込めないことなどから、郵便局への委託は予定していません。

その他として、出張所を廃止する代わりに、遠隔で対話業務を行うAIアバター対話システムを設置し、市役所に待機する職員が住民票等の取得方法や行政サービス全般の案内を行う場合、1台当たり年間約120万円の費用が発生します。

11 マイナンバーカードのメリットについて

現状のメリット	今後のメリット
<ul style="list-style-type: none">マイナポイントがもらえる。コンビニで住民票などが取得できる。ワクチン接種証明が取得できる。オンラインで確定申告などの行政手続きができる。健康保険証として利用できる。免許証返納後の本人確認書類になる。給付金が受け取りやすくなる。	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化運転免許証や在留カードとの一体化スマートフォンとの一体化マイナンバーカードの国外継続利用国家資格等（医師、歯科医師、看護師等）のデジタル化民間のサービスにも拡大予定

1 2 出張所及びコンビニ交付の経費の比較

年度	出張所		コンビニ交付		市役所その他		(円)
	経 費 ※1	1 件 当たり コスト	経 費 ※2	1 件 当たり コスト	経 費 ※3	1 件 当たり コスト	
R 1	13,767,579	1,519	4,790,191	3,710	7,716,751	139	
R 2	11,950,199	1,616	4,904,767	2,001	9,364,252	180	
R 3	9,215,598	1,495	5,289,139	1,065	9,428,350	177	

※1 出張所の経費は、人件費・機器賃貸借料・システム使用料等の合計値

※2 コンビニ交付の経費は、委託料・運営負担金・システム使用料等の合計値

※3 市役所その他の経費は、3名体制・P C 端末等 3台・システム使用料等の合計値

1 3 住民票等の様々な取得方法

住民票は、代理人申請や郵送申請で取得することができるほか、住基ネットを利用した全国市町村窓口での広域交付や、マイナンバーカードでのコンビニ交付など様々な方法で取得することができます。

また、令和6年3月頃には戸籍証明の広域交付が開始される予定です。

場所等	取得方法等
市役所 市民課窓口	平日 8:30~17:15 に市役所市民課で請求書を記載し、本人確認書類を提示することで、本人又は本人と同じ世帯の方の住民票の写し等が取得できる。
各センター 出張所	各出張所の開所時間に各出張所で請求書を記載し、本人確認書類を提示することで、本人又は本人と同じ世帯の方の住民票の写し等が取得できる。
全国の市町村 役場窓口での 広域交付	各市町村の定める時間帯(白井市は平日 9:00~17:00)に、本人が請求書を記載し、官公署発行の顔写真入りの本人確認書類を提示することで、本人又は本人と同じ世帯の方の住民票の写しが取得できる。※本籍表示不可
全国の コンビニ交付	毎日 6:30~23:00 の時間帯に、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機にマイナンバーカードをセットし、4桁のパスワードを入力、必要な証明書と部数を選択、表示された手数料を投入することで、住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書、所得等証明書が取得できる。※申請書記入不要
代理人申請	市役所・出張所の開所時間に、申請者からの委任状を持参し、請求書を記載し、代理人の本人確認書類を提示することで、住民票の写し等が取得できる。
郵送申請	申請書、手数料分の定額小為替、切手を貼った返信用封筒、官公署発行の本人確認書類を同封することで、郵送で戸籍証明や住民票の写しが取得できる。

1 4 マイナンバーカードの交付状況（令和4年6月1日現在）

	交付率	交付枚数	人口 (R3.1.1)	世帯 (R3.1.1)
白井市	48.9%	30,889	63,162	26,228
千葉県	45.7%	2,887,790	6,322,897	2,964,119
全 国	44.7%	56,597,216	126,654,244	59,497,356

15 白井市近辺のコンビニエンスストア等設置状況



エリア	名称 (場所)
西白井出張所エリア	① セブンイレブン西白井駅前店 (けやき台 1-2-2) ② セブンイレブン白井大山口店 (根 1946-1) ③ セブンイレブン白井市清水口店 (根 1667-5) ④ セブンイレブン白井ベリーフィールド店 (根 1919-5) ⑤ ローソン千葉白井店 (西白井 2-26-23)
桜台出張所エリア	⑥ セブンイレブン白井桜台店 (桜台 2-1) ⑦ セブンイレブン印西中央北1丁目店 (印西市中央北 1-4) アルカサール ⑧ セブンイレブン印西中央南店 (印西市中央南 1-1-2) ⑨ ミニストップ千葉NT白井店 (谷田 847-1) ⑩ ローソン印西東京電機大前店 (印西市武西 1134-4) ⑪ ファミリーマート印西中央北店 (印西市中央北 1-3-1) ⑫ ファミリーマート千葉NT中央駅店 (印西市武西字馬橋台 1390-2) ⑬ イオン千葉ニュータウン店 (印西市中央北 3-1-1)
白井駅前出張所エリア	⑭ セブンイレブン白井笹塚店 (笹塚 3-24-1) ⑮ セブンイレブン白井根店 (根 438) ナリタヤ前 ⑯ ファミリーマート白井堀込店 (堀込 1-1-45) ⑰ ミニストップ千葉ニュータウン南山店 (白井市南山 2-11-3)
公民センター出張所エリア	⑱ ローソン白井工業団地店 (河原子 354-3) ⑲ ローソン白井折立店 (折立 365-1) ⑳ ミニストップ白井河原子店 (河原子 224-1) ㉑ セブンイレブン白井工業団地店 (河原子 365-5) ㉒ セブンイレブン白井神々廻店 (神々廻 1646-3)
富士出張所エリア	㉓ セブンイレブン白井富士店 (富士字南園 242-1) ㉔ ローソン LTF 白井富士店 (富士 24) 白富士園前 ㉕ ローソン白井根店 (根字丸山 323-4) 北総白井病院近く ㉖ ミニストップ白井富士店 (富士 147-11)
市内 20 店舗 市外 6 店舗 計 26 店舗 ※全国約 56,000 店舗	

16 千葉県内37市のコンビニ交付実施状況

- ・県内の37市のうち、32団体(86.5%)がコンビニ交付を実施しています。
- ・コンビニ交付を実施している32団体のうち、24団体(75.0%)が戸籍証明取得可能であり、7団体(21.9%)がコンビニ交付手数料の減額を実施しています。

令和4年6月1日時点

No.	市名	住民票		印鑑証明		戸籍謄抄本		税証明	
		窓口	コンビニ	窓口	コンビニ	窓口	コンビニ	窓口	コンビニ
1	浦安市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
2	白井市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
3	習志野市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
4	印西市	200	同額	200	同額	450	×	200	同額
5	千葉市	300	250	300	250	450	400	300	250
6	木更津市	300	100	300	100	450	200	300	100
7	成田市	300	同額	300	同額	450	同額	300	×
8	我孫子市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
9	八千代市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
10	館山市	300	同額	350	同額	450	×	350	同額
11	市川市	300	250	300	250	450	400	300	250
12	柏市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
13	市原市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
14	銚子市	350	×	350	×	450	×	350	×
15	鎌ヶ谷市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
16	南房総市	300	同額	350	同額	450	同額	350	同額
17	君津市	300	200	300	200	450	350	300	200
18	流山市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
19	大網白里市	300	×	300	×	450	×	300	×
20	四街道市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
21	東金市	300	×	300	×	450	×	300	×
22	八街市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
23	袖ヶ浦市	300	200	300	200	450	350	300	200
24	茂原市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
25	いすみ市	300	×	300	×	450	×	300	×
26	勝浦市	300	×	300	×	450	×	300	×
27	富津市	300	200	300	200	450	×	300	200
28	船橋市	300	同額	300	同額	450	同額	300	×
29	富里市	300	同額	300	同額	450	×	300	×
30	松戸市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
31	鴨川市	300	同額	350	同額	450	同額	350	×
32	山武市	300	200	300	200	450	同額	300	200
33	野田市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
34	香取市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
35	旭市	300	同額	300	同額	450	同額	300	×
36	佐倉市	350	同額	350	同額	450	同額	300	同額
37	匝瑳市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額

※並び順は、令和3年6月末のマイナンバーカード交付率の上位から順に表示しています。

17 千葉県内37市の出張所設置状況 (令和4年6月18日時点)

No.	市名	出張所の数			マルチコ ピー機	自動交 付機	その他	人口	面積
		異動可	証明のみ	計					
1	市原市	10	0	10	0	1	－	266,493	368.16
2	君津市	4	0	4	0	0	有	80,750	318.78
3	千葉市	17	5	22	0	10	－	976,925	271.76
4	香取市	1	2	3	0	0	－	70,430	262.35
5	南房総市	6	0	6	0	0	－	34,636	230.1
6	成田市	4	1	5	0	0	－	131,111	213.84
7	富津市	1	0	1	0	0	有	41,248	205.4
8	鴨川市	5	0	5	0	0	有	31,312	191.14
9	いすみ市	2	0	2	0	0	－	34,648	157.5
10	山武市	3	0	3	0	0	－	47,279	146.77
11	木更津市	1	9	10	0	0	－	135,947	138.9
12	旭市	0	3	3	0	0	－	62,646	130.45
13	印西市	9	0	9	0	0	－	105,396	123.79
14	柏市	12	1	13	0	0	－	430,032	114.74
15	館山市	0	0	0	0	0	－	44,195	110.05
16	佐倉市	6	2	8	0	3	－	166,511	103.69
17	野田市	5	0	5	1	0	有	151,926	103.55
18	匝瑳市	1	2	3	0	0	－	34,060	101.52
19	茂原市	1	0	1	0	0	－	86,054	99.92
20	袖ヶ浦市	2	0	2	0	0	－	64,414	94.92
21	勝浦市	0	0	0	0	0	有	16,206	93.96
22	東金市	0	0	0	0	0	－	57,223	89.12
23	船橋市	8	0	8	2	0	－	644,697	85.62
24	銚子市	2	0	2	0	0	－	56,093	84.2
25	八街市	0	0	0	0	1	－	66,284	74.94
26	松戸市	8	1	9	0	0	－	496,540	61.38
27	大網白里市	1	0	1	0	0	－	47,657	58.08
28	市川市	7	1	8	0	5	－	496,104	57.45
29	富里市	1	0	1	0	0	－	49,151	53.88
30	八千代市	7	0	7	0	0	－	201,410	51.39
31	我孫子市	7	0	7	0	0	－	129,904	43.15
32	白井市	0	5	5	0	0	－	61,996	35.48
33	流山市	4	0	4	0	0	有	206,137	35.32
34	四街道市	0	4	4	0	0	－	94,410	34.52
35	鎌ヶ谷市	0	1	1	1	2	有	109,744	21.08
36	習志野市	0	3	3	0	0	－	176,015	20.97
37	浦安市	0	3	3	0	0	－	170,008	17.3

※並び順は、面積順に表示しています。（人口は、令和4年4月1日現在常住人口を表示）

第2 廃止に伴う代替措置の案について

・下記の代替案を例示して意見交換等を行い、最終案を10月の行政経営戦略会議に付議します。

案1 新たな代替手段は講じず、マイナンバーカードの普及を推進

市では、マイナンバーカードを利用方法の拡大を検討しており、転出・転入手続のワンストップ化や、現在行える児童手当等の子育て関連の15の手続きに加え、介護関連の11の手続きを行えるよう準備を進めている。

このようなデジタル化の取組みの中で、マイナンバーカードがあればコンビニエンスストア等で住民票等を取得することができるため、新たな措置は講じないこととする。

(メリット)

- ・人員、経費の削減及びマイナンバーカードの普及促進が図られる。

(デメリット)

- ・マイナンバーカードを持っていない方の証明書の取得手段が減少する。

案2 マイナンバー休日開庁日に住民票、印鑑証明の休日発行の実施

現在、平日仕事で市役所に来られない方などのために、毎月、第二土曜日及び最終日曜日の午前中（9：00～12：00）に市役所を開庁し、マイナンバーカードの交付を行っている。出張所を廃止した場合、コンビニ交付以外では、土日に住民票等を取得できる窓口がなくなるため、代替措置としてマイナンバー休日開庁日に住民票及び印鑑証明の交付も行うこととする。

(メリット) マイナンバーカードの休日開庁日に証明書を取得できる。

(デメリット) 証明書の交付方法を窓口交付からコンビニ交付等へ移行していくという方向性との相違が生じる。

案3 マイナンバーカードで証明を取得する際の手数料の減額措置

他市町村では、コンビニ交付手数料を窓口での手数料より減額している自治体もあり、出張所を廃止することにより、人件費等の削減が見込まれることから、市民の負担軽減のため、本市においてもコンビニ交付手数料を減額する。

(メリット) マイナンバーカードの普及促進が期待できる。

(デメリット) 手数料の減額に伴い、歳入（収入額）が減額となる。

案4 コンビニ交付への戸籍証明の追加

他市町村では、戸籍謄抄本や附票をコンビニ交付可能としている自治体もあり、利便性向上のため、本市においても戸籍証明のコンビニ交付を実施する。

(メリット) 全国のコンビニで6：30～23：00まで戸籍証明が取れるようになるため、マイナンバーカードの普及促進が期待できる。

(デメリット) システム改修費用及びランニングコストがかかる。

5年間（60ヶ月）の総経費 28,157,800円 【R4.4.30現在】

（白井市在住の方のみの場合 26,606,800円） 本籍人口 42,676人

※導入から3年分は1/2の額が特別交付税措置対象となる。

※市外の方も対象とした場合、新たに利用者登録事務が発生する。

案5 市内行政機関へのマルチコピー機の設置

コンビニ等に設置されているマルチコピー機を、出張所等に設置する。

(メリット) 出張所等であれば、職員に利用方法を気軽に聞くことができる。

(デメリット)

- ・マルチコピー機の費用がかかる。1台につき4,730,000円

（※翌年度以降ランニングコスト1,056,000円）

- ・コンビニでは、午前6時30分から午後11時まで取得可能であるが、市の施設に設置する場合、開所時間が限られてしまう。

第3 【決定を要する事項】今後のスケジュール（案）について

出張所のあり方について検討するに当たり、下案のプロセス及びスケジュールによって事務を進めることの可否について付議します。

(案)

時 期	内 容
令和4年（2022年）	
4/27～5/22	○アンケート調査
6/22（水）	○行政経営戦略会議
8/4（木）	○センター長会議 ・意見交換会及びパブリック・コメントの実施についての説明
8/25（木）	○議員全員協議会での説明
9/1（木）	○広報HP周知（意見交換会及びパブリック・コメントの実施）
9/1～14	○パブリック・コメント（9/1～9/14） ・アンケート結果・出張所のあり方の検討資料・条例案
9/2（金）	○意見交換会（公民センター）18：00～19：00
9/3（土）	○意見交換会（白井駅前センター）10：00～11：00
9/3（土）	○意見交換会（富士センター）13：00～14：00
9/4（日）	○意見交換会（西白井複合センター）10：00～11：00
9/4（日）	○意見交換会（桜台センター）13：00～14：00
10月	○行政経営戦略会議 ・パブリック・コメント及び意見交換会の結果の報告 ・出張所のあり方の検討の決定 ※ここから下は出張所を廃止とする場合のスケジュール案です。 ○例規審査会
11月	○議員全員協議会での説明 ○市議会定例会 ・白井市役所出張所設置条例を廃止する条例について (施行期日：令和5年12月29日)
12月	令和4年12月31日をもって市役所及び駅前センターの行政FAXの賃貸借契約の長期継続契約期間終了となる。 ※以降、令和5年12月29日まで契約更新
令和5年（2023年）	
1月～12月	・広報等で出張所のあり方の検討結果について周知を行う。 ・市民課、出張所窓口でも1年をかけて来庁者へ周知を行う。
2/9	○定例記者会見
12/29	○出張所の廃止（最終営業日12/28）
令和6年（2024年）	
1月	NTTデジタル通信モード「ISDNネット」サービスの終了 ・出張所継続の場合、新たなFAX機器等の費用が発生。 (市役所) 1台 月額 75,680円 総額 4,540,800円 (60月) (出張所) 5台 月額 23,650円 総額 7,095,000円 (60月) ※現状維持の場合の令和6年度以降の経費（人件費等含む。） <u>10,947,838円（年）</u>

証明書発行窓口(出張所)のあり方に関するアンケート調査結果

第1 アンケート調査の実施概要

1 調査の目的

今後の証明書発行のあり方を検討するに当たり、住民票の取得方法の認知度や利用実態など、証明書発行業務に関する市民のニーズを把握することを目的として実施した。(前回は令和元年度に実施)

2 調査項目

- (1) 住民票の取得方法の認知度
- (2) 住民票・印鑑証明・戸籍証明等(以下「住民票等」という。)の取得頻度
- (3) 住民票等の主な取得方法
- (4) 回答者の属性(年齢・居住地区)
- (5) 住民票等の取得目的・その他

3 調査設計

- (1) 実施主体:白井市 市民課
- (2) 調査方法:郵送
- (3) 調査対象:市内在住の18歳以上の男女 2,000人(無作為抽出により選定)
- (4) 調査時期:2022年4月27日(水)~2022年5月22日(日)

4 前回調査(令和元年度)との変更点

- (1) 調査方法を窓口等での直接回収から無作為抽出による郵送回収に変更
- (2) 住民票等の取得目的を調査対象に追加

第2 アンケート調査結果

1 回答件数 895件(回収率:44.75%)

2 概要

(1) 住民票の取得方法の認知度

「コンビニ交付や全国の市町村窓口での広域交付の認知度が向上」

「コンビニ交付」の認知度が37.9%から64.9%に向上しており、20歳代以下では「コンビニ交付」の認知度が「出張所」を大幅に上回っています。マイナンバーカードの取得率が向上したことが要因として考えられます。

「白井市役所」が99.3%、「出張所」が81.7%と前回調査時と同様に認知度が高いほか、「全国の市町村窓口」が12.5%から18.3%、「代理申請」が34.4%から54.5%、「郵便申請」が22.7%から40.0%と認知度が向上しており、前回調査時より住民票の取得方法の周知が進んでいると言えます。

(2) 住民票等の取得頻度

「約半数が取得しておらず、年1回以下が75%以上を占める」

「取得していない」が49.0%、「1回ぐらい」が28.5%と併せて75%以上が年1回以下であり、前回調査時より年1回以下の割合が増加しています。調査方法を窓口等での直接回収から無作為抽出による郵送回収に変更したこと、マイナンバーによる情報連携が普及したことが要因と考えられます。

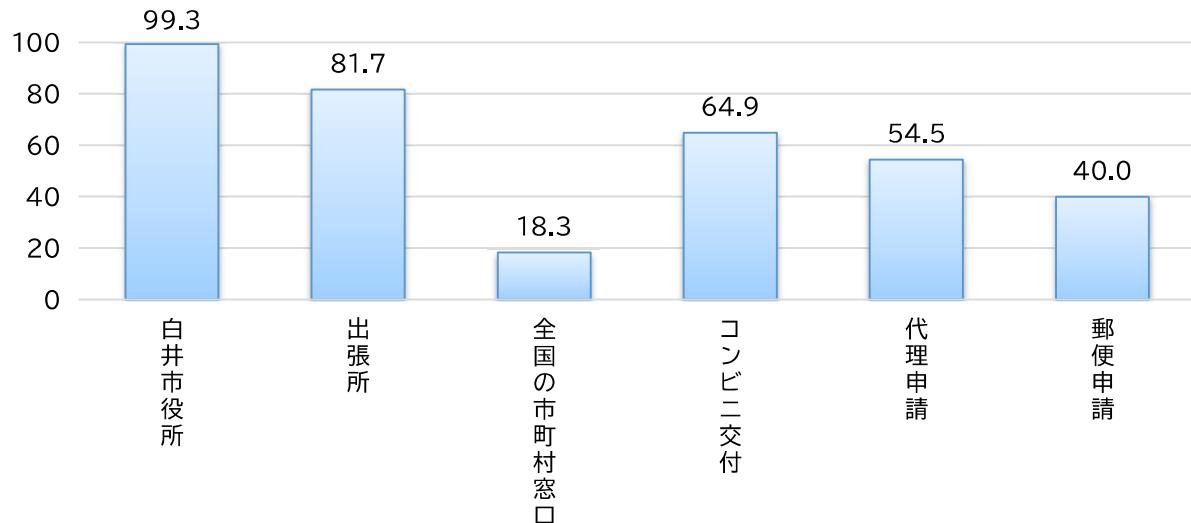
(3) 住民票等の主な取得方法

「コンビニ交付の割合が増加し、出張所の割合が減少」

「コンビニ交付」の割合が1.7%から15.4%と前回調査時より大幅に増加した一方、「出張所」の割合が36.8%から26.9%に減少しています。マイナンバーカードの取得率が向上したことが要因として考えられます。

3 住民票の取得方法の認知度

問1 あなたは、次の場所・方法で住民票がとれることを御存知ですか。（単位：%）



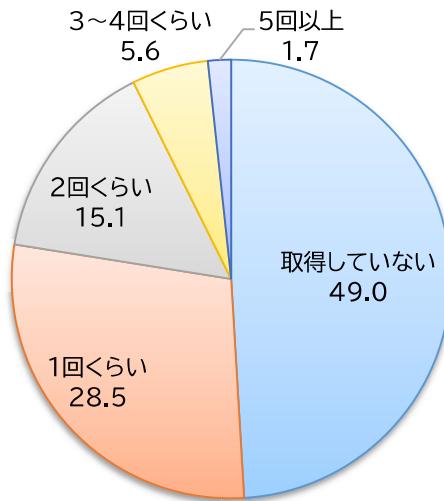
	白井市役所		出張所		全国の市町村窓口		コンビニ交付		代理申請		郵便申請	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回
全体	97.0	99.3	81.3	81.7	12.5	18.3	37.9	64.9	34.4	54.5	22.7	40.0
20歳未満	97.9	86.7	60.4	33.3	4.2	13.3	16.7	80.0	12.5	26.7	4.2	13.3
20歳代	98.0	100.0	56.2	53.2	9.2	12.8	29.4	70.2	21.6	34.0	13.7	19.1
30歳代	96.3	100.0	77.6	81.0	9.3	11.4	44.7	68.4	31.1	54.4	19.9	41.8
40歳代	98.8	99.3	85.5	77.5	12.9	19.6	41.0	63.8	35.3	55.1	23.7	36.2
50歳代	100.0	100.0	93.0	80.9	16.4	21.1	48.8	72.4	48.8	61.8	29.9	42.8
60歳代	97.0	100.0	92.1	91.8	16.4	23.4	38.2	75.5	44.8	63.6	32.1	47.8
70歳代	93.3	99.5	85.2	86.6	12.6	16.3	27.4	53.5	27.4	51.5	20.7	41.1
80歳以上	80.0	96.9	71.4	79.7	5.7	15.6	25.7	45.3	22.9	39.1	14.3	35.9
白井第一小学校区	98.7	98.8	70.7	65.5	2.7	20.2	36.0	59.5	25.3	53.6	12.0	39.3
白井第二小学校区	100.0	100.0	74.3	72.7	5.7	18.2	45.7	54.5	22.9	39.4	14.3	15.2
白井第三小学校区	96.2	100.0	83.1	86.3	12.7	19.7	38.5	59.8	34.3	53.0	20.7	31.6
大山口小学校区	98.9	100.0	79.3	86.0	12.0	19.3	35.9	65.8	37.0	56.1	26.1	37.7
清水口小学校区	96.3	98.5	88.8	89.7	13.8	14.7	42.5	72.8	38.8	54.4	30.0	45.6
七次台小学校区	93.9	100.0	71.2	71.8	13.6	20.5	31.8	60.3	24.2	57.7	15.2	37.2
南山小学校区	97.3	99.1	77.9	75.9	15.0	17.2	36.3	65.5	31.9	57.8	24.8	46.6
池の上小学校区	98.6	99.1	81.4	82.8	12.9	15.5	40.0	60.3	41.4	56.0	32.9	40.5
桜台小学校区	97.5	98.8	86.9	90.7	13.5	23.3	38.5	79.1	37.7	52.3	25.8	50.0

「コンビニ交付」の認知度が37.9%から64.9%に向上しています。マイナンバーカードの取得率が向上したことが要因として考えられます。「白井市役所」が99.3%、「出張所」が81.7%と前回調査時と同様に認知度が高いほか、「全国の市町村窓口」が12.5%から18.3%、「代理申請」が34.4%から54.5%、「郵便申請」が22.7%から40.0%と認知度が向上しており、前回調査時より住民票の取得方法の周知が進んでいると言えます。

年齢別では、20歳代以下で「コンビニ交付」の認知度が「出張所」を大幅に上回っています。一方、80歳以上で「コンビニ交付」の認知度が低くなっています。

4 住民票等の取得頻度

問2 あなたは過去1年に何回ぐらい、住民票、印鑑証明、戸籍証明等を取得しましたか。（単位: %）



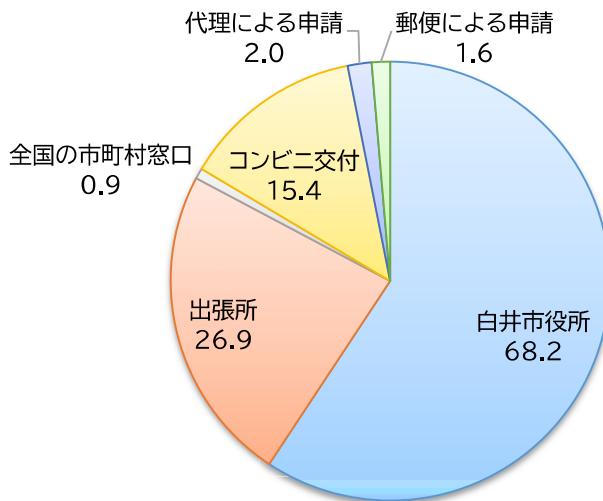
	取得していない		1回くらい		2回くらい		3～4回くらい		5回以上	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回
全体	22.8	49.0	35.8	28.5	23.0	15.1	13.2	5.6	5.2	1.7
20歳未満	41.7	33.3	31.3	26.7	8.3	40.0	16.7	0.0	2.1	0.0
20歳代	22.9	51.1	30.7	26.7	28.8	13.3	12.4	8.9	5.2	0.0
30歳代	24.2	46.2	36.0	23.1	23.6	15.4	13.0	12.8	3.1	2.6
40歳代	18.5	50.7	38.6	24.6	20.9	15.9	14.5	5.8	7.6	2.9
50歳代	17.9	40.1	34.8	30.9	26.4	19.7	14.4	7.9	6.5	1.3
60歳代	18.3	45.1	37.8	38.6	25.0	7.6	15.2	6.0	3.7	2.7
70歳代	31.3	56.2	34.3	26.1	20.9	15.3	8.2	1.5	5.2	1.0
80歳以上	36.4	60.6	48.5	18.2	9.1	18.2	6.1	3.0	0.0	0.0
白井第一小学校区	20.3	54.1	29.7	22.4	25.7	12.9	14.9	8.2	9.5	2.4
白井第二小学校区	22.9	63.6	40.0	12.1	34.3	15.2	0.0	6.1	2.9	3.0
白井第三小学校区	24.4	50.4	36.2	30.4	24.9	13.0	8.9	4.3	5.6	1.7
大山口小学校区	19.8	51.3	34.1	28.7	29.7	14.8	13.2	3.5	3.3	1.7
清水口小学校区	15.0	47.4	46.3	29.6	17.5	17.8	15.0	3.7	6.3	1.5
七次台小学校区	22.7	55.1	27.3	26.9	33.3	11.5	15.2	6.4	1.5	0.0
南山小学校区	29.2	47.0	38.1	30.4	17.7	17.4	11.5	3.5	3.5	1.7
池の上小学校区	22.9	44.8	31.4	31.0	18.6	13.8	20.0	7.8	7.1	2.6
桜台小学校区	21.0	39.1	35.4	29.9	22.2	19.5	16.0	10.3	5.3	1.1

「取得していない」が49.0%、「1回くらい」が28.5%と、併せて75%以上が年1回以下であり、前回調査時より年1回以下の割合が増加しています。調査方法を窓口等での直接回収から無作為抽出による郵送回収に変更したこと、マイナンバーによる情報連携が普及したことが要因と考えられます。

年齢別では、20歳代・40歳代・70歳代・80歳以上で「取得していない」が過半数を占めています。

5 住民票等の主な取得方法

問3 年1回以上取得したことがある場合、主にどの場所・方法で取得しましたか。（単位：%）



	白井市役所		出張所		全国の市町村窓口		コンビニ交付		代理申請		郵便申請	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回
全体	58.1	68.2	36.8	26.9	0.6	0.9	1.7	15.4	1.1	2.0	1.7	1.6
20歳未満	44.8	60.0	44.8	0.0	0.0	0.0	3.4	40.0	3.4	0.0	3.4	0.0
20歳代	67.5	66.7	27.8	33.3	0.0	0.0	2.4	8.3	0.8	4.2	1.6	4.2
30歳代	62.1	81.0	32.1	21.4	0.7	2.4	2.1	26.2	0.7	2.4	2.1	0.0
40歳代	63.7	70.1	31.2	22.4	0.0	1.5	3.4	20.9	0.9	1.5	0.9	1.5
50歳代	48.5	62.0	46.9	30.4	1.0	1.1	0.0	19.6	1.5	4.3	2.0	2.2
60歳代	50.0	67.7	44.8	26.3	0.6	1.0	1.3	12.1	1.3	1.0	1.9	1.0
70歳代	59.4	66.7	35.8	33.3	1.9	0.0	0.0	6.9	0.9	0.0	1.9	2.3
80歳以上	73.9	76.9	26.1	19.2	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	3.8	0.0	0.0
白井第一小学校区	83.6	97.4	11.9	5.3	1.5	0.0	0.0	2.6	1.5	2.6	1.5	0.0
白井第二小学校区	84.6	66.7	15.4	33.3	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0
白井第三小学校区	53.5	55.2	43.2	32.8	0.0	1.7	2.7	20.7	0.5	3.4	0.0	1.7
大山口小学校区	61.4	69.1	28.9	23.6	1.2	0.0	2.4	18.2	1.2	0.0	4.8	0.0
清水口小学校区	61.8	62.0	35.5	33.8	1.3	0.0	0.0	16.9	0.0	1.4	1.3	2.8
七次台小学校区	69.8	88.6	20.6	17.1	1.6	0.0	3.2	11.4	1.6	2.9	3.2	0.0
南山小学校区	70.0	75.4	26.7	16.4	1.1	0.0	1.1	13.1	0.0	3.3	1.1	1.6
池の上小学校区	77.2	71.4	19.3	22.2	0.0	1.6	1.8	12.7	1.8	1.6	0.0	3.2
桜台小学校区	35.1	45.3	58.8	50.9	0.0	3.8	0.9	24.5	2.2	1.9	3.1	1.9

「コンビニ交付」の割合が1.7%から15.4%と前回調査時より大幅に増加した一方、「出張所」の割合が36.8%から26.9%に減少しています。マイナンバーカードの取得率が向上したことが要因として考えられます。

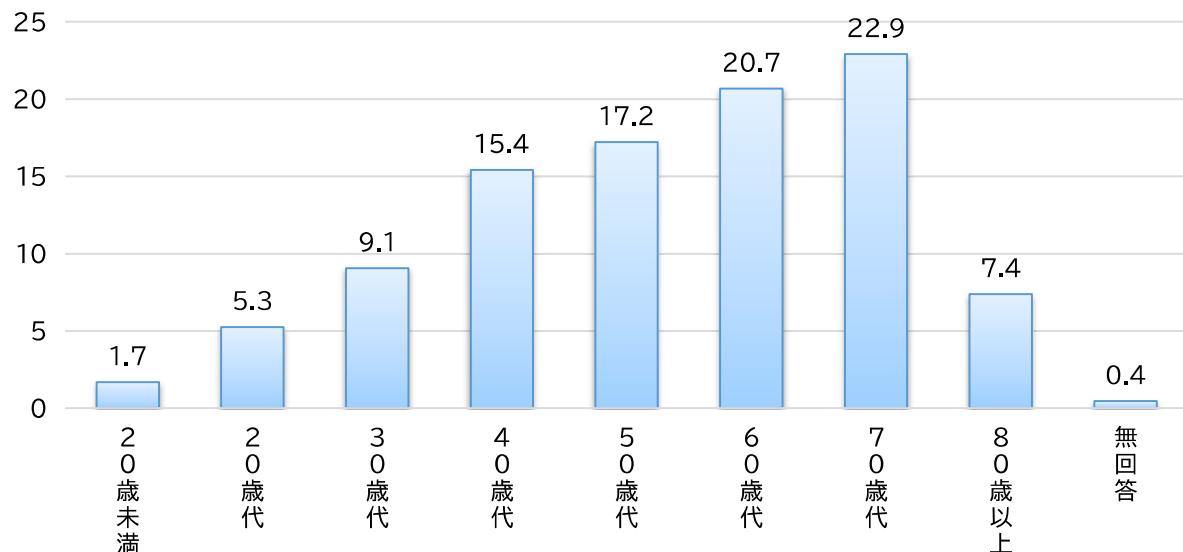
年齢別では、20歳未満と30歳代で「コンビニ交付」の割合が高くなっています。

6 回答者の属性

(1) 年齢

問4 あなたの年齢にあてはまる番号に○をつけてください。

(%)



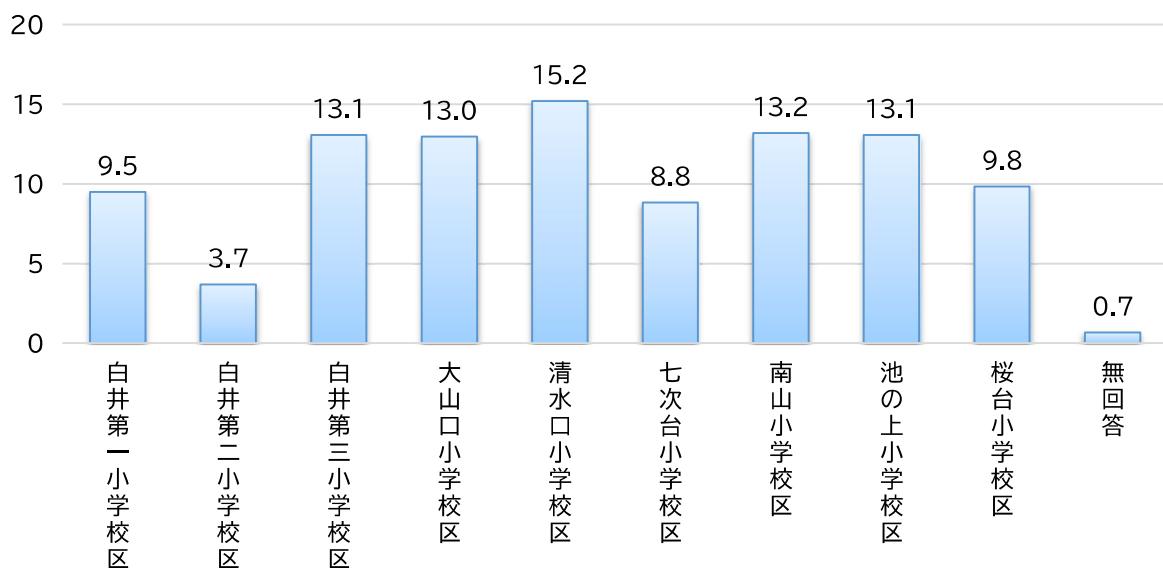
年齢	前回		今回	
	実数	%	実数	%
20歳未満	48	4.2	15	1.7
20歳代	153	13.3	47	5.3
30歳代	161	14.0	81	9.1
40歳代	249	21.7	138	15.4
50歳代	201	17.5	154	17.2
60歳代	165	14.4	185	20.7
70歳代	135	11.8	205	22.9
80歳以上	35	3.0	66	7.4
無回答	1	0.1	4	0.4
サンプル数 (% ベース)	1,148	100.0	895	100.0

「70歳代」が最も多く22.9%となっています。次いで「60歳代」(20.7%)、「50歳代」(17.2%)、「40歳代」(15.4%)、「30歳代」(9.1%)、「80歳以上」(7.4%)、「20歳代」(5.3%)、「20歳未満」(1.7%)となっています。

(2) 居住地区

問5 あなたのお住まいの地区はどちらですか。次の選択肢から1つ選んで番号に○をつけてください。

(%)



居住地区	前回		今回	
	実数	%	実数	%
白井第一小学校区	75	6.5	85	9.5
白井第二小学校区	35	3.0	33	3.7
白井第三小学校区	213	18.6	117	13.1
大山口小学校区	92	8.0	116	13.0
清水口小学校区	80	7.0	136	15.2
七次台小学校区	66	5.7	79	8.8
南山小学校区	113	9.8	118	13.2
池の上小学校区	70	6.1	117	13.1
桜台小学校区	244	21.3	88	9.8
白井市外	46	4.0	0	0.0
無回答	114	9.9	6	0.7
サンプル数 (% ベース)	1,148	100.0	895	100.0

「清水口小学校区」が最も多く15.2%となっています。次いで「南山小学校区」(13.2%)、「白井第三小学校区」(13.1%)、「池の上小学校区」(13.1%)、「大山口小学校区」(13.0%)、「桜台小学校区」(9.8%)、「白井第一小学校区」(9.5%)、「七次台小学校区」(8.8%)、「白井第二小学校区」(3.7%)となっており、地域による回答数の差が前回調査時より小さくなっています。

7 住民票等の取得目的・その他

問6 あなたは、これまで住民票等の証明をどのような時に必要としましたか。

その他、御意見がありましたら、ご自由に記入してください。

(1) 住民票等の取得目的 (467 件)

- ・住居の移転(大山口小学校区・30歳代)
- ・自動車免許書本籍変更の時。まだマイナンバーで住民票の取得をしたことがない。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・転居。印鑑証明?(南山小学校区・80歳以上)
- ・通学定期券の発行。運転免許証の取得時。(池の上小学校区・20歳未満)
- ・兄弟の依頼で必要な時(白井第三小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーは作ってあるが、利用したことがない。(大山口小学校区・70歳代)
- ・国家資格を取得する時使用。最近は特に使用していません。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・不動産関連(清水口小学校区・50歳代)
- ・運転免許。不動産売却。(桜台小学校区・60歳代)
- ・資格取得、車購入時などに使用した。(池の上小学校区・40歳代)
- ・就職活動時に必要。(大山口小学校区・70歳代)
- ・子どもの入学手続き(清水口小学校区・50歳代)
- ・いつ使ったか忘れるくらい記憶にないが、引っ越しの時かな?(白井第一小学校区・60歳代)
- ・車購入の為(池の上小学校区・70歳代)
- ・車を購入するとき。(大山口小学校区・50歳代)
- ・住所変更(白井第一小学校区・70歳代)
- ・パスポート申請。相続手続き(桜台小学校区・60歳代)
- ・妻の不妊治療費の申請。車の購入時。(桜台小学校区・50歳代)
- ・子どもの学校卒業時にどの字体で登録されているかの確認で取得したのが最後かと思います。(大山口小学校区・40歳代)
- ・バイク登録・登記などで必要とした。(七次台小学校区・50歳代)
- ・しばらくは住民票を取得しておりません(清水口小学校区・70歳代)
- ・2月に白井市へ転入しました。引っ越しに伴い住民票などの提出タイミングがありましたので、マイナンバーでコンビニ印刷がとても便利でした。(清水口小学校区・30歳代)
- ・10年以上取得していない。(七次台小学校区・60歳代)
- ・遺産相続手続き等。(七次台小学校区・70歳代)
- ・自動車学校入学の為。(白井第三小学校区・50歳代)
- ・車購入のとき(白井第三小学校区・70歳代)
- ・住宅購入時(清水口小学校区・50歳代)
- ・外国旅行の時にパスポートを取得した時(白井第三小学校区・80歳以上)
- ・運転免許証住所変更時(白井第三小学校区・70歳代)
- ・代理人(南山小学校区・80歳以上)
- ・夫の転勤で他県へ引っ越しをした時。(南山小学校区・70歳代)
- ・銀行での使用(白井第三小学校区・70歳代)
- ・住民票等の証明書の発行をお願いしたことは思い出せない位昔のことです。(池の上小学校区・70歳代)
- ・保険手続き。銀行関係。(池の上小学校区・70歳代)
- ・定期券(通学)を購入するとき。就職のとき。(南山小学校区・30歳代)
- ・(企業)年金を受け取る為の証明(1回年)など(池の上小学校区・70歳代)
- ・印鑑証明(池の上小学校区・70歳代)
- ・パスポート申請。自動車の購入時。相続手続。金融機関への住所・氏名変更届時。(白井第一小学校区・60歳代)
- ・座間キャンプに来訪する際に必要と言われたため。(南山小学校区・20歳代)
- ・勤務先へ提出。家族の保険金の代理請人登録時(清水口小学校区・50歳代)
- ・私自身のためにとったことはほとんどない。配偶者の代理としてはあります。(清水口小学校区・70歳代)
- ・家族が亡くなった時。引越。就職。(大山口小学校区・70歳代)
- ・企業年金受給のため、毎年1回居住を証明するものとして必要となります。(大山口小学校区・70歳代)
- ・住宅。車。(清水口小学校区・50歳代)
- ・金融機関提出。(白井第三小学校区・60歳代)

- ・学校の提出書類。相続。(大山口小学校区・60歳代)
- ・引越し。免許証の住所変更。(大山口小学校区・60歳代)
- ・還暦後、証明証の取得の記憶なし。(清水口小学校区・70歳代)
- ・公的資格取得のため(七次台小学校区・60歳代)
- ・車購入の時(白井第一小学校区・60歳代)
- ・家族間の証明(白井第二小学校区・80歳以上)
- ・不動産の契約(白井第一小学校区・60歳代)
- ・保証人(南山小学校区・50歳代)
- ・生命保険会社へ提出。会社の小学校休校等の申請時等(白井第三小学校区・30歳代)
- ・車の名義変更。車庫証明など(白井第三小学校区・40歳代)
- ・車の購入時(大山口小学校区・60歳代)
- ・車購入・売却。(南山小学校区・70歳代)
- ・子どもの会社への提出書類。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・転居時。パスポート申請時。(清水口小学校区・50歳代)
- ・父親の死去に伴う手続き等。(白井第一小学校区・50歳代)
- ・健康保険の手続き(大山口小学校区・40歳代)
- ・あまり必要としたことがない(白井第三小学校区・60歳代)
- ・仕事に伴い住民票を取った。(清水口小学校区・60歳代)
- ・家族の就職の保証人になるため。(池の上小学校区・年齢不明)
- ・孫の学校。就職関係。(清水口小学校区・80歳以上)
- ・住宅ローン借り換え時(白井第一小学校区・40歳代)
- ・大学入学書類。口座開設。(大山口小学校区・50歳代)
- ・特定医療(指定難病)の申請する時の証明(白井第三小学校区・70歳代)
- ・パスポート。免許証。その他。(池の上小学校区・70歳代)
- ・公的手続き。レンタルバッグ契約。(白井第三小学校区・30歳代)
- ・不妊治療の申請(白井第一小学校区・40歳代)
- ・パスポート更新。免許の更新。(七次台小学校区・70歳代)
- ・登記手続(南山小学校区・70歳代)
- ・携帯電話の取得時ののみ(南山小学校区・70歳代)
- ・マンション購入時(清水口小学校区・70歳代)
- ・住民票は何度か取ったことがあります(出張所で)、何のためにとったかは忘れてしまいました。(大山口小学校区・70歳代)
- ・バイト。大学等の手続き。(南山小学校区・20歳未満)
- ・遺族年金申請の時(この時は市民課窓口で取得しました)(大山口小学校区・70歳代)
- ・相続関係で必要。子どもの免許取得で必要。(七次台小学校区・40歳代)
- ・転居。パスポート申請。(大山口小学校区・60歳代)
- ・大学院入試手続き(南山小学校区・20歳代)
- ・アメリカ大使館に提出の為。孫の書類提出の為。(南山小学校区・80歳以上)
- ・必要な時がない(白井第一小学校区・50歳代)
- ・相続。公的機関に提出。不動産登記(清水口小学校区・60歳代)
- ・パスポート(清水口小学校区・60歳代)
- ・運転免許証の住所変更。自動車の登録変更。引越し時に必要とした。(七次台小学校区・50歳代)
- ・引っ越ししてきたとき(白井第三小学校区・60歳代)
- ・パスポート申請時(大山口小学校区・60歳代)
- ・アルバイト、会社等への書類提出時。(桜台小学校区・20歳代)
- ・遺族年金手続き(南山小学校区・50歳代)
- ・土地建物の名義変更。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・就職。進学。(白井第三小学校区・50歳代)
- ・子供の学校関係。(桜台小学校区・50歳代)
- ・免許証取得の際(白井第一小学校区・20歳代)
- ・車の購入時(白井第一小学校区・60歳代)
- ・家を建てた時。転職時。申請時(学校等)(清水口小学校区・40歳代)
- ・直近で必要とした事はありませんが、資格の証明に利用したかもしれません。(南山小学校区・30歳代)

- ・住居引越し。住宅の売買。(池の上小学校区・70歳代)
- ・不動産関係。相続関係。(すべて代理人が実行)(白井第三小学校区・80歳以上)
- ・出産後会社に提出用。車庫証明、車の購入をしたとの手続き用。(清水口小学校区・30歳代)
- ・自動車購入。(七次台小学校区・50歳代)
- ・転居、婚姻に関する手続き(白井第三小学校区・30歳代)
 - ・1.子ども(18才)が通帳を作る時、公的証明(住民票)が必要となり、取得したばかりです。2.大学合格手続き時、住民票記載事項証明が必要となった。今年はたまたま2件取得したが普段全く必要としません。(南山小学校区・50歳代)
- ・融資。会社。(大山口小学校区・50歳代)
- ・自動車免許取得時等に使いました。(池の上小学校区・50歳代)
- ・パスポート。年金。国家資格?(清水口小学校区・60歳代)
- ・パスポート。年金。(清水口小学校区・60歳代)
- ・車の購入、転居、など年一回あるかないか程度。それ以外に親が亡くなった際に戸籍を申請したが郵送できるため便利だった。(大山口小学校区・40歳代)
- ・修学旅行。進学先入学。(南山小学校区・20歳未満)
- ・転勤の時(池の上小学校区・70歳代)
- ・引越し。結婚(各種公的文書の変更)(白井第三小学校区・30歳代)
- ・転入したので会社へ提出了。(桜台小学校区・50歳代)
- ・子供の出産、結婚などの会社へ申請。(桜台小学校区・30歳代)
- ・仕事、資格取得等。(七次台小学校区・40歳代)
- ・自動車購入のため(桜台小学校区・50歳代)
- ・相続(七次台小学校区・50歳代)
- ・会社での必要書類提出。学校通学定期購入。(桜台小学校区・30歳代)
- ・会社提出書類として。(白井第三小学校区・50歳代)
- ・主人亡き直後の相続登記の必要書類でした。(南山小学校区・80歳以上)
- ・自動車購入時。(白井第三小学校区・50歳代)
- ・扶養関係の申請(大山口小学校区・60歳代)
- ・保険関係。住所変更。(清水口小学校区・70歳代)
- ・印鑑証明→車の購入時(南山小学校区・70歳代)
- ・印鑑証明証。身元保証書等の保証人としての必要書類として(池の上小学校区・70歳代)
- ・パスポート取得時。戸籍関連をもっと手軽に取得したい。(白井第三小学校区・30歳代)
- ・廃車手続き用に印鑑証明を取得(池の上小学校区・50歳代)
- ・相続(清水口小学校区・80歳以上)
- ・パスポートを取得する時。賃貸契約の更新時。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・パスポート取得。銀行提出。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・パスポート申請(清水口小学校区・50歳代)
- ・パスポート取得時。大学入学時。(白井第三小学校区・20歳代)
- ・両親のUR近居割の為(桜台小学校区・60歳代)
- ・パスポート取得。土地・住宅購入。(白井第三小学校区・40歳代)
- ・車の買換に印鑑証明が必要だった。(車庫証明などに利用)(桜台小学校区・30歳代)
- ・覚えていません(七次台小学校区・40歳代)
- ・印鑑証明→家族の借家の保証人。(大山口小学校区・70歳代)
- ・転居する時。免許取得時。就職等。子どもの入学時。(白井第一小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーカード取得時と遺産相続の時に必要だったと思います。(池の上小学校区・50歳代)
- ・所得証明。健保組合への申請。(七次台小学校区・60歳代)
- ・子供の高校入学(大山口小学校区・40歳代)
- ・子供の学校関係など各種申請時。(白井第一小学校区・40歳代)
- ・家を購入した時。印鑑登録。本籍移動 等(白井第一小学校区・60歳代)
- ・パート加入時(七次台小学校区・30歳代)
- ・車の購入。保証人。(七次台小学校区・70歳代)
- ・覚えていません。さほど必要だったことがないです。(清水口小学校区・40歳代)
- ・コロナ以前に海外旅行にフリーで行く時、パスポート紛失にそなえて戸籍抄本を本籍地出張所に取りに行ってました。(南山小学校区・60歳代)

- ・資格試験の時。(白井第三小学校区・30歳代)
- ・車の購入時の契約(印鑑証明)。相続手続(戸籍証明)。(桜台小学校区・60歳代)
- ・転居。車取得。就職時。(七次台小学校区・70歳代)
- ・車購入の為。遺産相続の為(大山口小学校区・50歳代)
- ・引っ越しなど(七次台小学校区・50歳代)
- ・会社に提出(住所など変更した時)。車の購入時。子どもが就職時(職場で本人使用)。(南山小学校区・50歳代)
- ・子供の学校関係。(清水口小学校区・40歳代)
- ・就転時に他県(公務員)に提出する時に利用した。それ以外は特に必要とする機会はなかった。(清水口小学校区・60歳代)
- ・主人死亡時(清水口小学校区・80歳以上)
- ・転職時。資格取得時(白井第三小学校区・40歳代)
- ・この30年取ってない。と思う。(大山口小学校区・60歳代)
- ・年金請求。住宅購入。(大山口小学校区・60歳代)
- ・遺産相続手続き。転居の手続き(転出・転入の時)。住民票の移動手続き。(清水口小学校区・50歳代)
- ・車の購入時。(南山小学校区・60歳代)
- ・会社提出。資格取得時の証明書。(南山小学校区・40歳代)
- ・車の購入。(白井第三小学校区・40歳代)
- ・ここ最近は住民票を取る用事がありませんでした。(南山小学校区・40歳代)
- ・就転時・年末調整時(池の上小学校区・60歳代)
- ・県立中学校、高等学校へ提出(七次台小学校区・40歳代)
- ・法人開設申請時(桜台小学校区・50歳代)
- ・遺産相続の手続きの為(南山小学校区・70歳代)
- ・本人確認書類などの変更時(清水口小学校区・20歳代)
- ・健康保険証を作るにあたって(白井第三小学校区・50歳代)
- ・証明を必要とする機会は少ない。(清水口小学校区・70歳代)
- ・車を購入した時(白井第二小学校区・50歳代)
- ・パスポート発行時、マイナンバーカードを作った時、車庫証明取得時(白井第三小学校区・20歳代)
- ・車免許関係(教習所入校等)、パスポート。(桜台小学校区・50歳代)
- ・自動車免許取得時(桜台小学校区・20歳代)
- ・車購入(池の上小学校区・40歳代)
- ・税金関係、不動産売買(南山小学校区・70歳代)
- ・車検証住所変更(池の上小学校区・40歳代)
- ・就職、転職の際(桜台小学校区・30歳代)
- ・自動車教習所の入校時(七次台小学校区・40歳代)
- ・パスポート(大山口小学校区・70歳代)
- ・家の購入(ローン)(白井第三小学校区・40歳代)
- ・コロナ公費申請の時、(七次台小学校区・50歳代)
- ・住居変更(転居)、パスポート取得、就職、婚姻、車の免許証申請、印鑑登録(清水口小学校区・60歳代)
- ・パスポート取得時又は就職時等です(南山小学校区・70歳代)
- ・不動産の売買(南山小学校区・70歳代)
- ・10数年前パスポートの申請時に住民票を取得した以外特に必要がないので、現段階では特に場所にこだわらない(池の上小学校区・80歳以上)
- ・引っ越しの時、車の購入時(大山口小学校区・40歳代)
- ・必要とする事はありません。(清水口小学校区・60歳代)
- ・運転免許証の更新時(大山口小学校区・40歳代)
- ・不動産登記、年金手続き(桜台小学校区・60歳代)
- ・会社(交通費の申請)(池の上小学校区・60歳代)
- ・新築の為(七次台小学校区・60歳代)
- ・大学に提出を求められた時、就職時等(桜台小学校区・20歳代)
- ・車両購入時、勤務先、扶養家族所得証明申請時等(南山小学校区・50歳代)
- ・パート雇用契約の際に提出しました。他には運転免許の取得、パスポートの更新時など。(池の上小学校区・40歳代)
- ・資格を取る時に必要でした(七次台小学校区・40歳代)

- ・年金手続き(池の上小学校区・70歳代)
- ・相続関係(南山小学校区・80歳以上)
- ・助成金の申請に添付する為。(清水口小学校区・40歳代)
- ・引っ越し(住宅ローン等)で何度も市役所や出張所に行きました(その時マイナンバーカード未発行の為)。(大山口小学校区・40歳代)
- ・不動産の売買。相続。(池の上小学校区・70歳代)
- ・車を購入した時(七次台小学校区・40歳代)
- ・20年以上交付を受けておらず分かりません。(大山口小学校区・70歳代)
- ・何に使用したか覚えていないくらい前です。課税証明は毎年使用します。(大山口小学校区・40歳代)
- ・免許証取得(清水口小学校区・20歳代)
- ・土地購入。個人事業の法人化等。(白井第二小学校区・40歳代)
- ・引っ越し。パスポート取得。自動車購入等。(大山口小学校区・50歳代)
- ・転居(白井第一小学校区・50歳代)
- ・出生に伴い銀行口座を作る時、職場への届け出。相続。(清水口小学校区・30歳代)
- ・パスポート取得時。会社提出用。遺産分割協議書。不動産登記。(桜台小学校区・60歳代)
- ・車の購入(白井第三小学校区・50歳代)
- ・NPO法人の役員申請の時(南山小学校区・80歳以上)
- ・会社提出、免許証取得、年金申請(大山口小学校区・60歳代)
- ・相続関係で不動産登記等で使用。(七次台小学校区・60歳代)
- ・あまり記憶が無い(清水口小学校区・40歳代)
- ・健保協会加入の時。入社時(再就職)(池の上小学校区・60歳代)
- ・車、スマホ。(大山口小学校区・50歳代)
- ・印鑑証明、実兄の遺産相続。マイナンバーカードを取得しているが利用する方法が理解していない。証明の機会を与えて欲しい。(清水口小学校区・80歳以上)
- ・普通運転免許試験を受けるとき。就職のとき。パスポート更新とき。(清水口小学校区・20歳代)
- ・引っ越し(清水口小学校区・40歳代)
- ・4~5年前子どものアパート契約の時。(大山口小学校区・60歳代)
- ・離婚の際の諸々の手続き。子供の免許取得の際の必要書類。(南山小学校区・50歳代)
- ・未成年のスマホ契約時。入社時。(清水口小学校区・40歳代)
- ・厚生年金の現況確認(企業年金)、銀行証券会社のマイナンバー登録手続きの為(清水口小学校区・70歳代)
- ・車庫証明、パスポート、会社役員登記など。(池の上小学校区・40歳代)
- ・転居時の新住所の正式名称が必要。運転免許の住所変更等。(池の上小学校区・50歳代)
- ・引っ越しして来たとき(パスポート、運転免許証)(清水口小学校区・50歳代)
- ・転居の時。(大山口小学校区・70歳代)
- ・パスポートを作成する際。(七次台小学校区・60歳代)
- ・引っ越し、婚姻届けの提出、会社への書類提出。(白井第三小学校区・30歳代)
- ・子どものバイト先に提出する時(清水口小学校区・40歳代)
- ・車売却、購入、パスポート(桜台小学校区・50歳代)
- ・引越(七次台小学校区・60歳代)
- ・会社関係の書類などで提出が必要な場合に利用(池の上小学校区・40歳代)
- ・年金手続き、相続手続き(池の上小学校区・60歳代)
- ・車を売る時と購入時に必要でした。(七次台小学校区・40歳代)
- ・印鑑証明(七次台小学校区・60歳代)
- ・最近必要としないので覚えていない。(清水口小学校区・80歳以上)
- ・運転免許証の住所変更(白井第三小学校区・30歳代)
- ・引越。就職。試験。家族が生まれた時。死亡した時。結婚。家・車などの購入時。(白井第三小学校区・40歳代)
- ・引越しやパスポート取得の際に必要としました。(南山小学校区・50歳代)
- ・不動産の売買。遺産分割協議。会社への手続き。(南山小学校区・30歳代)
- ・孫のアルバイトの保証人に署名した際、住民票が必要だった。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・勤務先での各種証明。(南山小学校区・30歳代)
- ・殆ど必要となる場面はありません。今後必要となった際にはマイナンバーカードを取得済みなのでコンビニを利用しようと考えています。(七次台小学校区・30歳代)
- ・仕事上(桜台小学校区・70歳代)

- ・相続の手続きの時。(池の上小学校区・50歳代)
- ・長年住所変更していない為、ほとんど必要としない。年金関係で取ったが覚えていない?(七次台小学校区・70歳代)
- ・子供の大学進学時提出用。子供の運転免許取得時。(白井第一小学校区・50歳代)
- ・失業時。申請時。家の賃貸売買。(白井第一小学校区・40歳代)
- ・大学への奨学金を希望した際(南山小学校区・20歳未満)
- ・銀行手続き。車の購入。(清水口小学校区・40歳代)
- ・子供のマイナンバーがわからなかったため(白井第三小学校区・50歳代)
- ・母の相続。マンション購入。(桜台小学校区・60歳代)
- ・仕事上(桜台小学校区・70歳代)
- ・よく覚えていませんが、各種手続きに際し、相手側から求められるに応じて提出しています。(白井第一小学校区・60歳代)
- ・扶養控除申告の時に使用(南山小学校区・40歳代)
- ・主人の退職による健康保険の加入等(七次台小学校区・60歳代)
- ・転職の際に市役所に発行しに行きました。(七次台小学校区・30歳代)
- ・URに提出(清水口小学校区・70歳代)
- ・役所提出。金融機関。(大山口小学校区・80歳以上)
- ・子供の就職の時。子供の賃貸マンションの契約時。(桜台小学校区・70歳代)
- ・相続手続き。(池の上小学校区・70歳代)
- ・学校に出す時(白井第三小学校区・20歳代)
- ・住居取得。住宅ローン審査。確定申告など。(清水口小学校区・40歳代)
- ・住民票ではなく所得証明・非課税証明の申請・手続きが多いです。(七次台小学校区・40歳代)
- ・家を購入した時。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・公的書類申請時に添付となっていた時(清水口小学校区・60歳代)
- ・バイト、奨学金申請。(白井第三小学校区・20歳未満)
- ・資格取得(南山小学校区・60歳代)
- ・色々な目的で。(池の上小学校区・70歳代)
- ・免許証(大山口小学校区・20歳代)
- ・不動産取引の契約の時に使った。(池の上小学校区・70歳代)
- ・自動車購入の時。この10年くらい利用していません。(桜台小学校区・60歳代)
- ・自動車購入時。(池の上小学校区・50歳代)
- ・免許申請(南山小学校区・60歳代)
- ・相手先から本人確認書類として指定された。(桜台小学校区・60歳代)
- ・相続登記(七次台小学校区・70歳代)
- ・携帯電話の契約時(七次台小学校区・50歳代)
- ・特に私は住民票は必要ありませんでした。(清水口小学校区・30歳代)
- ・長い間取得していないので忘れてしまった(白井第一小学校区・50歳代)
- ・パスポート申請の際に必要としました。(南山小学校区・40歳代)
- ・運転免許証更新のため(白井第一小学校区・20歳代)
- ・銀行の融資。家や車の購入。賃貸マンションの契約など。(桜台小学校区・60歳代)
- ・転職した時(桜台小学校区・30歳代)
- ・車検証の住所変更、車庫証明の住所変更等(白井第三小学校区・30歳代)
- ・結婚の際に必要としました(七次台小学校区・30歳代)
- ・パスポート(住民票が必要だった頃)。住所が変わった時。新車を買った時。新しく家を買った時。(大山口小学校区・50歳代)
- ・引越し(清水口小学校区・40歳代)
- ・相続(清水口小学校区・50歳代)
- ・住宅ローンの申請時に必要でした。(清水口小学校区・60歳代)
- ・指定難病受給者証申請時。国保健保の「高額療養費」申請時、(清水口小学校区・70歳代)
- ・免許取得時(南山小学校区・20歳代)
- ・家の購入。運転免許証の住所変更。車の購入。引越し(転入・転出)(白井第三小学校区・50歳代)
- ・息子の移動・移転等。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・住宅の購入時に必要となった。(南山小学校区・50歳代)

- ・児童手当の申請時(池の上小学校区・40歳代)
- ・車を買った時、アパート新(白井第一小学校区・70歳代)
- ・印鑑証明、相続関係。マイナンバーカードを持ってますがコンビニで取るのがわからない。(大山口小学校区・80歳以上)
- ・保険解約(居住地区不明・80歳以上)
- ・結婚、引越し、出産、免許更新(池の上小学校区・40歳代)
- ・免許センター、就活(清水口小学校区・20歳代)
- ・パスポート更新。マイナンバーカード申請。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・住宅購入時等。(池の上小学校区・70歳代)
- ・子供の進学の際(大山口小学校区・50歳代)
- ・自動車の購入時。(池の上小学校区・50歳代)
- ・親の死亡時。免許取得時。労災申請時(民間保険の受領)(南山小学校区・70歳代)
- ・マンションの賃貸契約で必要とした。(白井第三小学校区・50歳代)
- ・パスポート(清水口小学校区・60歳代)
- ・転職する時等(白井第一小学校区・50歳代)
- ・児童手当等職場への色々な手続きに必要でした。(池の上小学校区・30歳代)
- ・車の購入時(白井第三小学校区・70歳代)
- ・遺産相続(南山小学校区・60歳代)
- ・何年か前にどこか(銀行?就業先?)へ提出する際に住民票を発行していただきました。また利用する際にはよろしくお願いいたします。(白井第一小学校区・40歳代)
- ・年金(白井第一小学校区・60歳代)
- ・学校・会社への申請(南山小学校区・50歳代)
- ・会社への提出の為。(七次台小学校区・30歳代)
- ・車の買替え。住宅の購入時。等(南山小学校区・50歳代)
- ・職場で必要だった為(七次台小学校区・20歳代)
- ・仕事関係(大山口小学校区・50歳代)
- ・最近では近親者の死亡→すごくたくさん必要で大変。又、遠い所は郵送してもらったが、なんでこんなにいるの?と思うほど。(大山口小学校区・60歳代)
- ・会社関係(七次台小学校区・60歳代)
- ・所得証明。職場での扶養手続き。(白井第三小学校区・40歳代)
- ・難病指定、申請など。(大山口小学校区・40歳代)
- ・学校での手続き。(池の上小学校区・60歳代)
- ・どの様なときに必要としたのか記憶にないが、富士センターで発行を受けた。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・派遣。教習所。(白井第一小学校区・20歳未満)
- ・どんな時に必要としたか記憶にありません(担当者のこと)。(七次台小学校区・60歳代)
- ・車購入時(清水口小学校区・60歳代)
- ・自動車購入、売却。住宅購入。引越し。(七次台小学校区・40歳代)
- ・職場への提出の為(大山口小学校区・40歳代)
- ・パスポート申請時等(白井第一小学校区・70歳代)
- ・運転免許の取得時(桜台小学校区・20歳代)
- ・子どもの婚姻届けに必要。パスポート申請。(桜台小学校区・50歳代)
- ・公的機関に提出するとき。(白井第二小学校区・70歳代)
- ・職場への提出。子の引越し。(七次台小学校区・50歳代)
- ・補助金の申請(白井第三小学校区・30歳代)
- ・お金を借りる時(白井第二小学校区・40歳代)
- ・住所変更(白井第一小学校区・80歳以上)
- ・就職のための書類として必要でした。(大山口小学校区・50歳代)
- ・各種申請時に(年金関連、相続、自動車取得等)。(清水口小学校区・60歳代)
- ・就職の際に(清水口小学校区・50歳代)
- ・引越し持。車購入時。(大山口小学校区・50歳代)
- ・引越し(桜台小学校区・30歳代)
- ・住所の移動証明(各種証明書)など。市役所の方々がなんでも親切に対応してくれて感謝しています。(清水口小学校区・70歳代)

- ・自動車の教習所入校時、大学の入学手続き(両方とも子供が使用する為代理で発行)。大学の入学手続き時、(清水口小学校区・40歳代)
- ・就職の時、引越しの時(桜台小学校区・70歳代)
- ・夫が亡くなった時(桜台小学校区・70歳代)
- ・引越し(七次台小学校区・40歳代)
- ・住民票をとったことがあるが何の為だったか具体的には覚えてない。(清水口小学校区・70歳代)
- ・免許更新の時(池の上小学校区・70歳代)
- ・仕事先(介護)で必要との事でとりました。(大山口小学校区・60歳代)
- ・住宅や自家用車の購入で必要になった時(池の上小学校区・40歳代)
- ・建て替え(池の上小学校区・50歳代)
- ・私有車両の購入時。運転免許の更新時(南山小学校区・70歳代)
- ・資格の登録の際に戸籍証明が必要だった。(桜台小学校区・30歳代)
- ・就職時。賃貸契約時。運転免許取得時。(白井第三小学校区・40歳代)
- ・パスポート申請。新車の取得時申請。(桜台小学校区・60歳代)
- ・相続。引越。パスポート。個人年金の証明。家を買った時。(桜台小学校区・70歳代)
- ・自動車取得。年金申請。会社提出。(白井第三小学校区・60歳代)
- ・役所等への提出。(桜台小学校区・60歳代)
- ・パスポート更新などの書類提出時に多く使用。(清水口小学校区・60歳代)
- ・本籍変更の時。他にもありましたかどんな時か思い出せません。(池の上小学校区・70歳代)
- ・パスポート取得。年金の手続きの際。(大山口小学校区・60歳代)
- ・引越しで住所変更した時(大山口小学校区・70歳代)
- ・相続。不動産取引。(池の上小学校区・60歳代)
- ・相続(白井第二小学校区・80歳以上)
- ・家の購入など。(白井第三小学校区・30歳代)
- ・遺産相続(白井第三小学校区・70歳代)
- ・保険の書類記載のため。市長印が必要なため。(桜台小学校区・70歳代)
- ・アルバイトの面接の時。運転免許をとる時。大学入学の時。(池の上小学校区・20歳代)
- ・引越しした時(白井第三小学校区・20歳代)
- ・不動産取引関係。(清水口小学校区・80歳以上)
- ・相続(白井第一小学校区・60歳代)
- ・ローン申請(池の上小学校区・30歳代)
- ・ビザの申請。障かい手帳の申請。(白井第一小学校区・60歳代)
- ・自家用車の取得(南山小学校区・60歳代)
- ・手続き等に住民票が必要なとき。(清水口小学校区・20歳代)
- ・相続物件土地の売却のため(大山口小学校区・70歳代)
- ・引越しした時、家を建てた時など。必要な時は年に数回必要でした。(ない時は全く必要なく…)(白井第三小学校区・40歳代)
- ・会社の年金交付(給付)のため(池の上小学校区・60歳代)
- ・年金手続き(桜台小学校区・60歳代)
- ・今迄に何回も証明が必要な折がありましたが失念いたしました。(南山小学校区・80歳以上)
- ・就職活動(白井第三小学校区・20歳代)
- ・免許証の住所変更をする時、住民票を市役所で取り寄せたと思います。(桜台小学校区・60歳代)
- ・会社提出資料として。(七次台小学校区・60歳代)
- ・入院時(清水口小学校区・60歳代)
- ・公的な場所への提出。(南山小学校区・60歳代)
- ・大学のお金の借り入れ(白井第一小学校区・20歳代)
- ・親元同居近居支援補助金に必要でした。(清水口小学校区・60歳代)
- ・福祉法人の理事着任時。特に意見なし。(南山小学校区・70歳代)
- ・証券移管届、住所変更、郵便物等々、NHK、相続手続き(白井第一小学校区・70歳代)
- ・子供の銀行の口座を作る時(白井第三小学校区・40歳代)
- ・免許証(運転)などの住所変更(大山口小学校区・30歳代)
- ・仕事が新しく変わった時(白井第三小学校区・30歳代)
- ・結婚し姓が変わった際に、各種書類等の名義変更などに使用した覚えがあります。(白井第二小学校区・30歳代)

- ・住宅の購入時(池の上小学校区・30歳代)
- ・1.企業年金受給の証明書(生存証明書)2.パスポート(七次台小学校区・70歳代)
- ・パスポート取得(白井第一小学校区・60歳代)
- ・保険申請書類など(白井第一小学校区・40歳代)
- ・転職先に提出する時(池の上小学校区・30歳代)
- ・子供の転出(住民票)・銀行投資信託(印鑑証明)・自動車の下取(印鑑証明)(白井第一小学校区・70歳代)
- ・会社設立の際 金融機関の融資の際(南山小学校区・30歳代)
- ・年金請求手続(白井第二小学校区・60歳代)
- ・運転免許の取得時(南山小学校区・20歳代)
- ・運転免許証 登記(南山小学校区・70歳代)
- ・年金関係(清水口小学校区・60歳代)
- ・車のナンバー変更時(白井第三小学校区・40歳代)
- ・本籍地の不動産譲渡の為 本籍地変更の検討の為(池の上小学校区・80歳以上)
- ・軽自動車手続き・子供の銀行口座発行・ネット銀行口座発行(白井第三小学校区・30歳代)
- ・運転免許証の住所変更(清水口小学校区・70歳代)
- ・出張所での窓口を廃止するのであれば、市役所の窓口を土日のどちらか空けてほしいです。土日しか行かれない人もいると思うので、その分月曜日をお休みにしてもいいと思います。今まで市役所まで行かなくてもとれるので便利に使わせてもらっていたので廃止はどうかなと思います。(清水口小学校区・60歳代)
- ・会社での証明用(大山口小学校区・70歳代)
- ・引越しをした時。(清水口小学校区・40歳代)
- ・引越転居(池の上小学校区・80歳以上)
- ・自動車学校入校の際(大山口小学校区・20歳未満)
- ・引越し、家の購入時(大山口小学校区・30歳代)
- ・運転免許証交付等 住所変更した時(池の上小学校区・60歳代)
- ・引っ越しの時(清水口小学校区・60歳代)
- ・住宅ローンを組む時に取得(白井第一小学校区・40歳代)
- ・前回、住民票を取得したのがいつだったか覚えていない位取得していません。(清水口小学校区・60歳代)
- ・相続(白井第二小学校区・70歳代)
- ・どうして必要になったのか記憶がない(南山小学校区・50歳代)
- ・運転免許・パスポート(白井第二小学校区・60歳代)
- ・引越しの時(白井第三小学校区・50歳代)
- ・ここ10年以上必要とする場面なく、どの様な場面で取ったかは忘れてしまいました。(七次台小学校区・70歳代)
- ・入社する時(桜台小学校区・20歳代)
- ・住宅ローンの借り替え(大山口小学校区・50歳代)
- ・運転免許証やマイナンバーカード、パスポートを取得していなかった。時に、身分証明のために必要とした。(教習所の入校やアルバイトに応募する際の身分証明)(大山口小学校区・20歳代)
- ・就学へ向けて、戸籍抄本が必要で利用しました。(桜台小学校区・40歳代)
- ・車の購入の時、学校入学時など(七次台小学校区・40歳代)
- ・パスポート等(清水口小学校区・60歳代)
- ・マイナンバーカード申請(大山口小学校区・50歳代)
- ・仕事で(白井第三小学校区・50歳代)
- ・住んでるところが変わった時、親が死んだ時、もう40年近くつかっていません。後は自分が死んだ時です、死ぬのを待っているだけです(白井第三小学校区・80歳以上)
- ・パスポート取得、入社時、免許書換時(南山小学校区・60歳代)
- ・軽車両登録(白井第一小学校区・30歳代)
- ・車を買う時(白井第一小学校区・60歳代)
- ・パスポート、免許証の申請(池の上小学校区・40歳代)
- ・バイクの登録(七次台小学校区・40歳代)
- ・扶養確認書類、マイナンバー申請(大山口小学校区・30歳代)
- ・住居移転時に必要としました。(清水口小学校区・50歳代)
- ・転職の際(白井第一小学校区・20歳代)
- ・建墓申請(清水口小学校区・80歳以上)
- ・めったにない(白井第三小学校区・70歳代)

- ・不妊治療の助成金の申請時(大山口小学校区・40歳代)
- ・最近は無し(清水口小学校区・80歳以上)
- ・ここ数年必要なかったため、忘れていました。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・税金関係、扶養手当、児童手当などの給付金申請、自動車などの購入。(大山口小学校区・50歳代)
- ・何かの申請時に必要だった(池の上小学校区・40歳代)
- ・白井市に転居して会社に提出する時(白井第一小学校区・50歳代)
- ・某、証券会社に証券を預ける時と株の売買取引きの時。某、地方家庭裁判所(相続のとき)(七次台小学校区・80歳以上)
- ・「就職時」「自宅購入時」等(桜台小学校区・70歳代)
- ・義母、義祖母が亡くなった時・子どもが必要だった時・義祖母がなくなった時(白井第一小学校区・40歳代)
- ・転居(白井第三小学校区・50歳代)
- ・車を買う時に必要になりました。(桜台小学校区・60歳代)
- ・引越しの手続き、ふるさと納税手続き(池の上小学校区・20歳代)
- ・相続手続きの為、証明書を取得しました。(南山小学校区・60歳代)
- ・住民票を必要だった時が昔すぎて記憶ないです。(七次台小学校区・30歳代)
- ・引越しの住所変更手続き(銀行等)。NISA申込。(桜台小学校区・30歳代)
- ・年金申請(清水口小学校区・60歳代)
- ・養父死亡の遺産相続のため(白井第三小学校区・50歳代)

(2) 出張所に関する意見 (80件)

- ・出張所が近いので続けてほしい。市役所まで遠いので。(大山口小学校区・70歳代)
- ・平日は仕事のため、休日に窓口が開いている出張所を利用し、非常に便利である。(池の上小学校区・40歳代)
- ・どこでもとれる(証明書)のが望ましい。特に高齢化しておれば市役所まで行くことなく便利(車免許を返上した場合にそのありがたみが理解できる気がする。(大山口小学校区・70歳代)
- ・出張所窓口の廃止には賛成である。(七次台小学校区・60歳代)
- ・出張所は廃止でいいです。(白井第二小学校区・60歳代)
- ・出張所での発行は継続してほしいです。(白井第三小学校区・50歳代)
- ・居住証明ははがきに直接証明印を押印していただきますので、出張所がとても便利で重宝しています。(大山口小学校区・70歳代)
- ・会社員の方などは駅前出張所(白井・西白井)が必要では?(南山小学校区・70歳代)
- ・出張所は「道の駅」にして白井の物産を直売するセンターにされてはいかがですか。町の活性化に大変良いと思います。(池の上小学校区・年齢不明)
- ・出張所の交付の設定日と時間が少ない。(七次台小学校区・70歳代)
- ・出張所を利用する機会はあまりないと思います。(大山口小学校区・70歳代)
- ・相続の件において出張所があれば利用すると思うが、なくなればマイナンバーカードによるコンビニ交付を利用しようと思います。(南山小学校区・60歳代)
- ・市役所まで遠い地域の市民の事も考えてほしい。これまで通りに必要です。(桜台小学校区・60歳代)
- ・証明書はそんなに多く取得することもないのに、出張所ではあつかわなくても良いと思う。時間の長いコンビニか郵送で取得する。(白井第三小学校区・40歳代)
- ・土日に証明証を取得出来る方法(現状の各センター出張所)の継続を強く希望します。(平日は仕事で市役所に行けない為)(白井第三小学校区・50歳代)
- ・出張所はあれば便利。一週間に一回開設すればと思います。年齢的にあまり必要がない住民票等は。(大山口小学校区・70歳代)
- ・出張所での発行を廃止しないでほしい。(白井第三小学校区・50歳代)
- ・近年コンビニでの利用が簡単になったので出張所での利用は少なくなった。経費削減等のため出張所窓口を廃止してもよいのではないかと思う。(桜台小学校区・60歳代)
- ・1、「経費の節減等」の具体的な意味が不明。2.マイナンバーカードの利活用促進をもっと働きかける必要あり(市役所→市民)(桜台小学校区・70歳代)
- ・高齢化が進む中、身边にある出張所は必要(マイナンバー交付率が80~90%以上になるまでは時期尚早)。(南山小学校区・70歳代)
- ・出張所で取得する際、常時取れないのは不便を感じます。(清水口小学校区・70歳代)
- ・窓口の廃止となると不便となるので全てではなくいくつかの窓口を残して頂けたら助かります。(白井第三小学校区・40歳代)

- ・出張所はいらないと思う(大山口小学校区・60歳代)
- ・出張所の窓口がなくても凄く困るという事はありません。(清水口小学校区・40歳代)
- ・出張所での証明書取得は便利であり、今後も継続を希望します。(桜台小学校区・60歳代)
- ・近くにセンターがあるので住民票などの証明書がすぐに発行できる環境なので役所まで行かなくてすむことが便利です。(南山小学校区・50歳代)
- ・取得頻度は高くないし、経費削減の意図も理解できますが、市役所へのアクセスが難しく、コンビニの端末の操作が苦手なお年寄りには必要な出張所ではないでしょうか(桜台小学校区・50歳代)
- ・組織のスリム化に賛成です。(清水口小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーカードを使っていないので(平日フルで働いている)桜台センターで日曜日にとることが多い為、役所の空いてない日曜日のAMだけでも今の様に使えると大変助かります。(桜台小学校区・50歳代)
- ・コンビニで手続きもできるので出張所は必要ないと思います。(池の上小学校区・50歳代)
- ・出張所窓口廃止に賛成です。(七次台小学校区・40歳代)
- ・戸籍証明の取得がコンビニでも受取れる様になるなら出張所の廃止もやむなしとも思いますが、それが不可能なら出張所は必要です。(清水口小学校区・40歳代)
- ・土、日の戸籍証明はやめないでほしいです。平日市役所に行けない人が利用するからです。(大山口小学校区・40歳代)
- ・出張所に於ける窓口閉鎖に賛同します。(清水口小学校区・70歳代)
- ・出張所で住民票や印鑑証明をとることがありますが、狭い白井市なので市役所でも全く不便でないので廃止しても良いと思います。(池の上小学校区・40歳代)
- ・廃止やむなし。(大山口小学校区・70歳代)
- ・近くのコミュニティセンターでは曜日が決まっていて不便でした。(七次台小学校区・40歳代)
- ・課税証明も出張所で取れるようにして欲しい(大山口小学校区・70歳代)
- ・出張所窓口は残して頂きたいです。(白井第三小学校区・40歳代)
- ・出張所は何のためにあるのか。週に何日かしか利用できないのはどうしてか。(大山口小学校区・80歳以上)
- ・マイナンバーカード未作成の状況なので出張所で平日以外に住民票の証明をとるのは便利である。(清水口小学校区・40歳代)
- ・出張所窓口は利用したことがないです。(七次台小学校区・40歳代)
- ・週一回程度で土曜日曜のいずれか1日(午後のみでも可)を出張所で取得できるようにしてほしい。(桜台小学校区・60歳代)
- ・出張所窓口を廃止とのことですが合理性や経費削減などの効率化を推し進め過ぎる事で生活上の不利益を被る市民や働いている人達が少なからずいるか心配です。私は出張所はほとんど利用しませんが足腰の調子が良くない高齢者の方や障がいを持ったその近辺の方々にとっては窓口に係の方が多いのは安心で利用しやすいとは思いました。人件費削減をし過ぎる事による労働環境の悪化や生産性(仕事)の低下を心配します。(清水口小学校区・30歳代)
- ・経費削減等により出張所窓口廃止に賛成です。(南山小学校区・60歳代)
- ・交通手段がない為、出張所がないと不便で困ります。出張所利用者が減少しているとはいえ6千人の人が利用しているわけで、各センターがある意味がなくなると考えます。廃止には反対します。(大山口小学校区・60歳代)
- ・以前のように富士センターで毎日取得できると助かります。(白井第三小学校区・20歳代)
- ・住民票はいつも出張所で取得しているので、なくなると不便になります。(池の上小学校区・50歳代)
- ・マイナンバーカードも今後利用者が増え、コンビニ交付もできるので出張所窓口はなくても問題なくなってくると思われます。(白井第三小学校区・50歳代)
- ・マイナンバーカード利用で十分かと思います。(清水口小学校区・70歳代)
- ・車を持たずマイナンバーカードの取得にも応じず、更にこれから益々高齢化状態になる自分にとっては出張所の存在は必須です。無くなるのは非常に困ります！！せめて一日だけでも営業日を残して頂けませんか？(桜台小学校区・60歳代)
- ・出張所窓口での発行をとりやめるのではなく、市税の証明など出張所の発行機能の拡充を図ることが今求められていると思います。高齢者には出張所の窓口機能は不可欠です！(池の上小学校区・60歳代)
- ・出張所の存在を今まで知りませんでした。(七次台小学校区・30歳代)
- ・白井工業団地内の公民センターは仕事の間に行けるのでとても助かります。(大山口小学校区・40歳代)
- ・出張所窓口の廃止については問題点等は無いと考えられる。確かに発行件数も減少しているし、一週間通して開所している所も公民センターのみの為に影響は無いと思われる。(清水口小学校区・60歳代)
- ・出張所での発行件数が減少しているのであれば徐々に見直しも必要かと思います。不自由のない程度にですが。(大山口小学校区・50歳代)

- ・桜台は市役所に行くには車か公共交通機関を利用しないと行けません。バスも本数も少なく不便です。歩いても行ける距離でもありません。出張所が近くないとご高齢の方、小さいお子様のいる方は大変だと思います。(桜台小学校区・50歳代)
- ・マイナンバーカードを使用してコンビニ交付はわかりにくいので高齢の方の為にも出張所は残すべきだと思う。(桜台小学校区・40歳代)
- ・私の世代までは歩行もインターネットも使用可能と思いますが、自分の親世代80~90代は今まで通り窓口が必要だと思います。(清水口小学校区・60歳代)
- ・コンビニでもトライしましたが、何度も失敗し、廃止されることは残念です。(桜台小学校区・70歳代)
- ・私自身、これから年をとる一方です。窓口対応が近くにあると心強いかと思います。スマホ、コンビニでの対応は自信がもてません。(清水口小学校区・60歳代)
- ・出張所窓口廃止大賛成です。(清水口小学校区・80歳以上)
- ・少しは残してほしい(出張所)(清水口小学校区・20歳代)
- ・近くのセンターが最も便利が良いのですが、発行件数の減少(広報でも見ました)から出張所窓口廃止もやむを得ない事情かなあと思います。(桜台小学校区・70歳代)
- ・コンビニで証明書が取れるので、出張所での交付は廃止しても良い(ただしマイナンバーカードを持っていない人は不便になると思う)(清水口小学校区・70歳代)
- ・コンビニは時間により混んでいるため、極力出張所はなくさないよう願いたい(大山口小学校区・70歳代)
- ・出張所にコンビニ同様の機械があるとよいと思います。(南山小学校区・40歳代)
- ・時間が限られていても出張所で取得できれば大変ありがたい。(清水口小学校区・60歳代)
- ・土日だけでも出張所を残してもらいた。(大山口小学校区・50歳代)
- ・高齢者にとって、近くの出張所での対人による交付は、大変に有難い事だったのだと認識しました。(池の上小学校区・70歳代)
- ・出張所のこの様な開所では当然の結果と思います。当所の管理を外注化し、そこに何故職員が必要?コンビニと何が異なって職員が出向くのか?(七次台小学校区・70歳代)
- ・桜台は市役所から遠いので出張所はなくさないでほしい(桜台小学校区・20歳代)
- ・将来的に出張所窓口の廃止には賛成しますが、せめてマイナンバーカードの普及率がもう少し上がってからでないといけないのではないかでしょうか。マイナンバーカード普及率75%以上(清水口小学校区・50歳代)
- ・車は1台で主人が仕事で使う事になり、私は運転できません。出張所が無くなると電車かバスになりお金も時間もかかり、桜台は市役所からかなり離れているので、不便になります。この先年を取っては考えてしまう桜台の出張所はなくならないでほしいです。(桜台小学校区・60歳代)
- ・富士出張所が歩いて行けるのでいつでも証明書が取れるようにしてほしい。今後は年を取る一方なので宜しくお願い致します。(白井第三小学校区・60歳代)
- ・土日に開所している出張所は平日に時間を取れない人にとっては必要だと思います。(南山小学校区・60歳代)
- ・経費削減のため出張所全体を廃止するのであれば理解できるが出張所をそのまま存続させるのであれば住民票の交付は従来通り出張所で実施(交付)されたい(桜台小学校区・70歳代)
- ・平日は仕事があり、急に必要となった時出張所で取得できなくなるのは不便な気持ちもありますが、需要が少ないなら仕方ないかもしれませんね…。普段から来庁者の多い市役所の負担(待ち時間)が増えそうに思います。(桜台小学校区・30歳代)
- ・出張所の廃止は、経費を削減するためには必要だと思います。若い人はコンビニ交付などで便利になりましたが、高齢者には取扱いが難しいので、休日に対面での発行ができる方法を残して頂きたい。(白井第二小学校区・30歳代)
- ・出張所の運営を委託する費用が安くなるなら出張所交付はやめる。委託費が変わらないのなら継続。(桜台小学校区・50歳代)

(3) 意見提案(証明書発行・マイナンバーカード・デジタル化など) (86件)

- ・マイナンバーを使えば安くなるなら使うかも。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーは口座連携等が煩雑に思え取得に至っていない。(池の上小学校区・40歳代)
- ・出張所での証書発行はなくして、その分の税金をゴミ集積場の整備等に使ってほしいです。(七次台小学校区・50歳代)
- ・いろいろな方法があって、取得しやすいように感じますが、コンビニのコピー機で取得しようとする高齢の方が店員さんにやり方を聞くのを見たりすると「できますよ」の先の説明も必要なのは、と感じます。このようなことは店員さんや個人に丸投げすることなく、誰でもできるように周知させたほうが良いと思っております。出張所も大切ではないでしょうか。(大山口小学校区・40歳代)

- ・住民票をマイナンバーで代用できるようになると更に良くなると思います。マイナンバーの進化に期待します！(七次台小学校区・50歳代)
- ・まだマイナンバーカード手続きをしていません。これから作ってコンビニ等身近で住民票等が取れたら便利だと思います。近い内にマイナンバーカード！作ります。(七次台小学校区・70歳代)
- ・住民票の性別記載をなくすことは不可能なのでしょうか？(清水口小学校区・40歳代)
- ・コンビニで取れてもマイナンバーがなければとれないなら不便。(清水口小学校区・40歳代)
- ・マイナンバーカードによる住民票交付には賛成ですが、白井市だけでは解決できないかもしれません、住民票を紙で交付するやり方そのものを変えた方が良い時期になっていると思います。例えばオンラインによってマイナンバーを使用してスマホにデータを送ると色々考えてください。今はデジタルの時代です。(清水口小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーカードでコンビニで交付できるので便利である。(清水口小学校区・60歳代)
- ・本人確認統一と電子化してください。無駄な書類減らしたい。もっと民間連携するのがいい。固定資産税のPAYPAY払いのように(大山口小学校区・50歳代)
- ・マイナンバーカードは取得していますので、これからは便利になりますね。(大山口小学校区・70歳代)
- ・デジタル化を進めてください。笠井市長の政策に期待します。(清水口小学校区・20歳代)
- ・コンビニは身近な存在で利用する人も多いと思うので今後も続けてほしいと思います。(大山口小学校区・70歳代)
- ・このアンケートはマイナンバーカードを取得して欲しいということなのか。コンビニに移管したいということなら各種票等のコンビニでの取得方法を図示してくれるとわかりやすい。窓口では対話でいろいろ分かるが、発行に関する対話が出来ないのでは。行政のサービスをなくしてゆくということなのか。増え官僚化てくる。行政の窓口は手続きだけではなく、住民の意見をとりあげられるが…段々と手抜きされているような感じ。昔の親方・日の丸に近くなってくる。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・証明書発行を改善するのであればコンビニ交付を増やすのではなく、個人のパソコンやスマホにPDF形式などで直接証明書を発行する仕組みにすべきと思います。コンビニ交付でも紙による交付なので改善効果は非常に低いと思います。インターネットの世の中でなぜインターネットを使って便利にしようとしているのか、理解に苦します。(池の上小学校区・70歳代)
- ・コンビニ交付の方法がよくわからない。市のHPとかに出ているのでしょうか？(七次台小学校区・50歳代)
- ・マイナンバーカードの普及に金をかける必要はないと考える。必要な人が取得すれば良い。(七次台小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーカードを特に必要感じません。(大山口小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーカードを使用する必要が全くない(大山口小学校区・80歳以上)
- ・マイナンバーカード更新時に使う程度で使用用途があまりない。もっと広範囲で使うことができれば便利になる。(大山口小学校区・80歳以上)
- ・何かしらの方法でとれるならそれでよい。(池の上小学校区・60歳代)
- ・自分で画面を見てそ書きするのが自信がないので窓口で直接話しをして取得する方法を選びたいです。(白井第三小学校区・60歳代)
- ・マイナンバーカードを持っていない人は困ると思う(特に年配者)。(桜台小学校区・50歳代)
- ・市役所でいつでも(土・日)含取得できる様であれば出張所の開所を減らしても良いのかなと思う。マイナンバーカードをもっとアピールしてみては！！(コンビニで取得は楽で良い)(白井第三小学校区・50歳代)
- ・今回のようなマイナンバー先にありきの発想は改めるべき。出張所を土日休日専用(ほかの日は閉所)とする方法もある。出張所の業務をもっと広げる(住民票・戸籍・パスポートの受付、各種証明書の発行、その他市役所の窓口業務を可能な限り移管して市民の利便を図る)(南山小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーの利用方法が良く分からず。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーがあるのなら、身体障がい者手帳や免許証の一体化を推進して欲しい。(桜台小学校区・30歳代)
- ・マイナンバーカードについて→過日同年代の4~5人でマイナンバーカードの取得について話題になり、多くの意見が「マイナンバーカードを他人に悪用されるという恐れのため取得しない」というものです。通帳・保険証は勿論紐付けをより推し進める方策を取るべきかと感じています。自分で努力する気がない人までかまつていられない状況が近づいているのではないかでしょうか。(大山口小学校区・70歳代)
- ・経費の削減をしたいならコンビニはやめるべし。市役所と出張所だけで良いと思う。取れるものと取れないものがあるのはわかりにくいので全3種を平日も土日も取れるようにした方が良いと思う。(南山小学校区・60歳代)
- ・最近は年令と共に証明書の必要もないので役所へ行くこともありません。コンビニで交付できるのであればこれからも助かると思います。(大山口小学校区・70歳代)

- ・写真入りカードを作ったが、全く便利さを感じない。紐づけの手続き等分かりづらい。普段持ち歩くものなのがわかりにくい。(南山小学校区・60歳代)
- ・今後必要となった場合、コンビニでも発行可なのはありがたいです。(マイナンバーカードは取得済みなので)(南山小学校区・40歳代)
- ・コンビニ交付の手数料は少し減額して欲しい(七次台小学校区・50歳代)
- ・戸籍謄本もコンビニで取得できるようにしてもらいたい(池の上小学校区・60歳代)
- ・便利なのでコンビニ交付は続けて欲しい(大山口小学校区・20歳未満)
- ・浮いた経費で公園の整備をしてほしいです、いつまでも枯れた木がそのままとか樹医にみてもらってたら枯れなかつたのでは?と思うことがあります。どうぞよろしくお願ひします。(池の上小学校区・50歳代)
- ・コンビニ交付の証明証を増やして欲しい(桜台小学校区・60歳代)
- ・この手のアンケートは是非WEBで実施を!!(手間、通信費がムダ)(南山小学校区・50歳代)
- ・マイナンバーカードの取得に対するメリットがあまり感じられず、未所持です。(清水口小学校区・40歳代)
- ・マイナンバーカードを発行した後、車の住所変更で運輸局で急きょ住民票を取らなければいけなかった時にマイナンバーカードを持参していなくてわざわざ市役所に行ったことがあります。なるべく携帯するカードは減らしたいので携帯に登録してそれでコンビニで発行できると便利ですね。(大山口小学校区・40歳代)
- ・車で出張所、市役所コンビニ等どこにでも自分で今のところ行くことが可能なので特に不便は感じないと思います。但し高齢者や可動の範囲に出張所以外がない場合には少しその方たちには利便性に欠ける事になるかもしれません。このアンケートで結論に達する訳ではないでどうか熟考を切に願います。(七次台小学校区・60歳代)
- ・住民票その他書類をウェブで表示(取得)できるようにして下さればありがたいです。紙自体がなくなれば楽です。(南山小学校区・50歳代)
- ・以前マイナンバーカードを作成したが、有効期限があつたりパスワードがあつたりとめんどうだから使わない。(清水口小学校区・80歳以上)
- ・いよいよマイナンバーカードが必要かと思いました。(南山小学校区・30歳代)
- ・アンケートですがWEBで実施できないか?(七次台小学校区・70歳代)
- ・遺産相続手続きの際、住民票が実家(遠隔地)のコンビニでも取れることを知り、一度試してみたいと思いましたが、まだ機会はないです。(白井第一小学校区・60歳代)
- ・出張所を経費削減で廃止するなら、コロナの看板を作らないでほしかった→これこそ経費の無駄だと思います。(七次台小学校区・30歳代)
- ・高年齢になり車の運転ができなくなり、市役所行くのが不便で大変。そんな時、コンビニで…は便利だと思うが…今度は機械を操作するのが大変だと思う。高齢者は増え生きづらくなりますね。(桜台小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーカードの必要性をあまり感じない(白井第一小学校区・70歳代)
- ・車を利用するので市役所での手続きがほとんどです。今後住民票が必要な時は、マイナンバーカードでコンビニ交付も利用したいと思います。(七次台小学校区・40歳代)
- ・マイナンバーカードの登録をし、石川県の戸籍謄本まで白井のコンビニで取れるようにしてお、便利です。(池の上小学校区・70歳代)
- ・年金手続きの際に必要な除籍謄本は無料化を希望する。市区町村によっては無料で発行してくれる所がある。(池の上小学校区・70歳代)
- ・住民票を求められる事があまり無いので、マイナンバーカードがこれから使いやすくなったら市役所の窓口は不要になってくると思います。(清水口小学校区・60歳代)
- ・毎回申請書の記入、コピー(領収書)の手間は交通費のムダ、印刷の手間全て税金のムダ遣いです。早くマイナンバーカードで処理できるようお願いしたい。後期高齢者は自動的に還付されているのだから(手間をかけなるべく返金したくないかでは)。マイナンバーを1日も早く活用ムダ使いを無くし、貧しい家庭の(家族の)役にたつ税金の使い方を考えて欲しい。(清水口小学校区・70歳代)
- ・運転免許証 etc 更に過去に於いても住民票を必要とした時がありました。様々に手続きをするときには住民票提出が義務(?)と定めておくことは大切なことだと思います。又、インターネットでの交付を含め、代理人からの申請には何らかの規制があると良いのでは、と思います。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・オンラインで申請と支払いができる、郵送してもらえると便利と思う(証明証も市役所が販売している商品と考えることもできる)。(池の上小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーカードとパスワードの管理が発生するのでわざわざ持ちたいと思えずにいます。(池の上小学校区・50歳代)
- ・コンビニで取得できるのは知らなかった。更に身近なところで証明書をいつでもどこでも取得できるようになるとありがたい。急に必要となってもどこでも簡単に発行したい。(南山小学校区・30歳代)
- ・マイナンバーカード利用で十分かと思います。(清水口小学校区・70歳代)

- ・市役所に用事があつたためついでに証明書の取得を行いましたが、住民票のみであれば今後はコンビニ等で手続するかと思います。(池の上小学校区・30歳代)
- ・証明書の取得は数年に1度あるかないかでカードを持ったからって利便性はない。もっと本来目ざしているのは何なのか説明が足りない。どういう世界を目指すのか説明した方が良いと思う。例えば選挙の投票が全国どこでもいつでも出来る用になるとか、健康保険証として利用するなら病院間をネットワークで結び同じ検査を複数回しなくて良い様にシステムを構築出来るとかしないとカードのみでは対応出来ないのではないか。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・市役所に行く事がそれ程面倒に感じないことが1つ。マイナンバーのメリットが日常生活にほとんどないことが2つ目。身分証明が免許証で済むのでマイナンバーのメリットは感じられない。行政の効率化の為だから私達の自発的な行動になり得ることはありえないと考えられます。(七次台小学校区・60歳代)
- ・急ぎで必要であり日中に市役所・出張所へ行く事が難しくマイナンバーカードを使用しコンビニにて発行。(清水口小学校区・40歳代)
- ・このアンケートを見て感じたのはマイナンバーカードを作らせる為に出張所窓口を廃止するのかなと感じました。(桜台小学校区・50歳代)
- ・コンビニで交付されず、桜台出張所もタイミングが合わなくて行けなかつたので、少し遠くの市役所まで行かなければならなかった。できれば、コンビニでも戸籍証明を取れるようにしてほしいと思った。(もしくは出張所をもう少し開けてもらえるとありがたいです…)(桜台小学校区・30歳代)
- ・「マイナンバーカードがあれば手続き等で不便しませんよ」という流れを作り、普及させることが目的なのでしょうか…(白井第三小学校区・40歳代)
- ・最低限、市民課窓口での発行は続けていただきたい。(池の上小学校区・70歳代)
- ・ファミリーマート白井堀込店の端末では3月位からマイナンバーカードによる交付が機能しなくなっています。店員は行政に確認して欲しいとの事で、良く判っていないようです。(池の上小学校区・60歳代)
- ・アルバイトの人に(コンビニなど)証明書の発行は抵抗がある。個人情報はどこまでも知られていく。便利なだけでは困る。(南山小学校区・70歳代)
- ・「どこで証明書が発行できる」ではなく、○○の際はどこで手続き・発行ができる、というアプローチをしてくれると助かります。(大山口小学校区・50歳代)
- ・マイナンバーカードなしでも土日に書類を取得できるとありがたい。(清水口小学校区・20歳代)
- ・西白井駅前の出張所ですが、対応が悪いと感じたことがあります。言い方とか少し気をつけた方が良いと思います。ここにかくことではないかもしませんが…。(大山口小学校区・40歳代)
- ・公的(市役所)など税金での運営なのに手数料が高すぎる。市役所内ではいつも手持ちぶさたな何を仕事をしているのか不明な人が多すぎる。混雑していても(30分も待っていても)のんびり雑談している。人件費を考えた方が良いと思う。(南山小学校区・60歳代)
- ・住民票より福祉サービスに力を入れてほしい(白井第一小学校区・80歳以上)
- ・こういうアンケートは、スマホでも回答できたほうが、回答しやすい。回答率も上がるだろうし、返信の郵便代もかかるないだろうし、封を開けたりする手間も省け、仕事の効率も上がるのではないですか？(清水口小学校区・40歳代)
- ・マイナンバーカードの取得も更新も平日仕事を休みづらいとまだハードルが高い。(大山口小学校区・50歳代)
- ・狭く混雑したコンビニで、慣れないマルチコピー機を操作する事と思うと気が重くなります。(池の上小学校区・70歳代)
- ・マイナンバーカードからコンビニでの発行を試みましたが出来ず、本籍の八千代市まで行きました。まだよくわからぬ事が多いので、利用の方法がわかりやすいと大変助かります。私のような方はたくさんいらっしゃると思います。(桜台小学校区・40歳代)
- ・(住民票等の証明をどのような時に必要としたか?)この質問はナンセンス。アンケート調査の目的に無関係でないでしょうか？原則的に申請却下するケースがあるのでしょうか？コンビニ交付が増加しているのに伴い、出張所が減っている。つまり利便性の問題で、コンビニがしっかり代行することができるのであれば、わざわざ金をかけてアンケートを行う必要ない。◎コンビニに守秘義務が担任されているのでしょうか？？(南山小学校区・80歳以上)
- ・これからは少子高齢化などで今までのような行政サービスの続行はむずかしくなるので、未来の為に大胆な改革をしてください。(七次台小学校区・80歳以上)
- ・マイナンバーが登録されていたら発行手数料が不要となるしくみ(大山口小学校区・50歳代)
- ・主人は平日仕事なので私が取りに行ったら委任状が必要と言われ二度手間になってしまったので、スムーズに出来るようにしてほしいと思いました。(白井第一小学校区・40歳代)
- ・土日に発行できる所がなくなるのは困るなと思います。(池の上小学校区・20歳代)

- ・証明書の手数料を安くして欲しい、窓口に態度の悪い男の人がいるので注意して欲しい(七次台小学校区・40歳代)
- ・戸籍証明もコンビニで取得できるようにしていただきたいです！(池の上小学校区・30歳代)

(4) その他 (27件)

- ・白井市役所とてもキレイで行くとワクワクします！(清水口小学校区・30歳代)
- ・毎日おつかれさま。できれば他課のアンケートも同封すると郵送料(通信料)が有効使用となります。(白井第三小学校区・60歳代)
- ・世の中便利になりすぎ。自分の持っている機能が益々失われていく？(清水口小学校区・70歳代)
- ・今現在、車で自由に動けますが、これから先は心配です。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・ムダをなくしてください。(白井第一小学校区・80歳以上)
- ・「根」という地名はあまりにも広くしかも分散していてわざわざわかりにくいのでこれを整理してわかりやすい明快な住居表示にされてはいかがですか。(池の上小学校区・年齢不明)
- ・白井市役所のPに設置してあった「千葉銀ATM」がなくなってしまった。西白井4丁目付近に1件くらいは「時間貸し駐車場」が欲しい！(遠方から親戚や友人が来ても西白井駅前のPに停めてもらっているため)(七次台小学校区・50歳代)
- ・あまり意見がなくて申し訳ないですが、今後も頑張ってください。(南山小学校区・30歳代)
- ・駅前の街灯が暗い、横断歩道の三角形の標識が暗い、見えない(池の上1丁目と2丁目の間の交差点)(池の上小学校区・40歳代)
- ・保険の変更マイナンバーカードが使えました。(清水口小学校区・60歳代)
- ・アンケート用紙が三つ折りで来たのですが返信用封筒に入りません。四つ折りに折り直しました最初から四つ折りで送付いただければと思います。(池の上小学校区・70歳代)
- ・白井市役所の窓口の方は親切な方が多いので助かります。(池の上小学校区・50歳代)
- ・なぜこの返信用封筒のサイズなのかが疑問(七次台小学校区・60歳代)
- ・印西市がタバコ等のポイ捨てが条例で禁止になったので、白井市の桜台にタバコのスイガラを捨てに行き、多くのスイガラが捨てられるようになっています。白井市もぜひ印西市と同様にポイ捨て禁止にして下さい。(桜台小学校区・60歳代)
- ・市バスの運営についても他県等を参考に経費削減要。効率も良くなり利用者も便利な運行等を検討が必要と思われる。カラバス(乗客がいない又は一人二人)状態での運行が散見される為。(南山小学校区・60歳代)
- ・アンケート調査、ご苦労様です。これからも無理なくお世話になります。ありがとうございます。(白井第三小学校区・70歳代)
- ・市役所も近くにあり不自由は感じていないのでたいへん良い生活環境です。2年前白井市に引越してきました。(南山小学校区・70歳代)
- ・いつもありがとうございます。(白井第三小学校区・40歳代)
- ・間3で○印は一つとあるが、2ヶ所とか使った人もいるはず。(大山口小学校区・60歳代)
- ・市役所の方々がなんでも親切に対応してくれて感謝しています。(清水口小学校区・70歳代)
- ・保険証として利用できるとなつますが市内で使える病院はどの位ありますか。調べ方が悪いのかもしれませんのが数件しか使えないようです。(桜台小学校区・50歳代)
- ・無駄な公園のコロナ看板に3000万も使っているのが悪いと思う。市民の声をもっと聞いてほしい。(桜台小学校区・40歳代)
- ・住民票等とは別件ですが、毎週中木戸公園でテニスを楽しんでおります。年に一度のことですが、利用登録の更新は市役所のみの受付ですね。今は車を運転していますが、将来免許を返納したら大松から市役所は遠いです。「なしバス」もそう便が多くないです…。更新方法、別な方法が出来てくれた嬉しいです。(大山口小学校区・60歳代)
- ・住民票とは全く関係がありませんが、上下水道の整備をお願いしたいです。家の井戸水は臭いが気になりそのままではとても飲めません。どうか、ご検討よろしくお願ひ致します。(白井第二小学校区・30歳代)
- ・なしバスの本数がもう少し多ければ気軽に市役所にも行けるのですが…(池の上小学校区・70歳代)
- ・免許返納した後のことを考えます(大山口小学校区・60歳代)
- ・白井駅前出張所まで徒歩1分の所に住んでいますが、証明書が必要な時は市役所まで歩いています。理由は仕事をしていないので平日に行けること・市役所の方が気軽に申請依頼できる雰囲気なので(南山小学校区・60歳代)

【参考】第2次白井市行政経営改革実施計画（抜粋）

令和4年3月策定

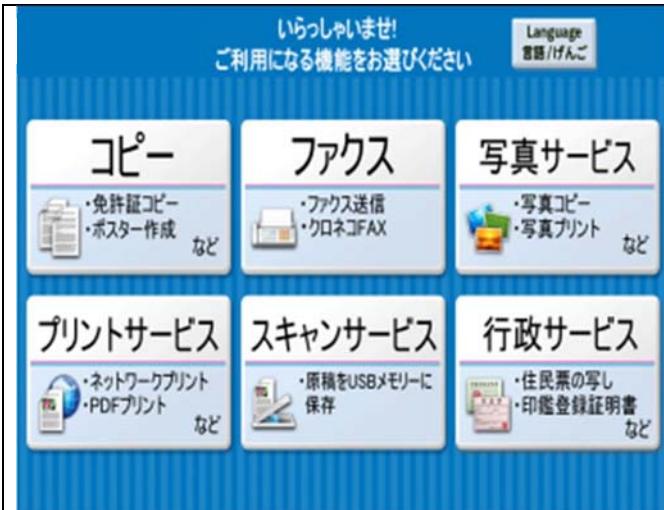
適材適所による事業主体の見直し

事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

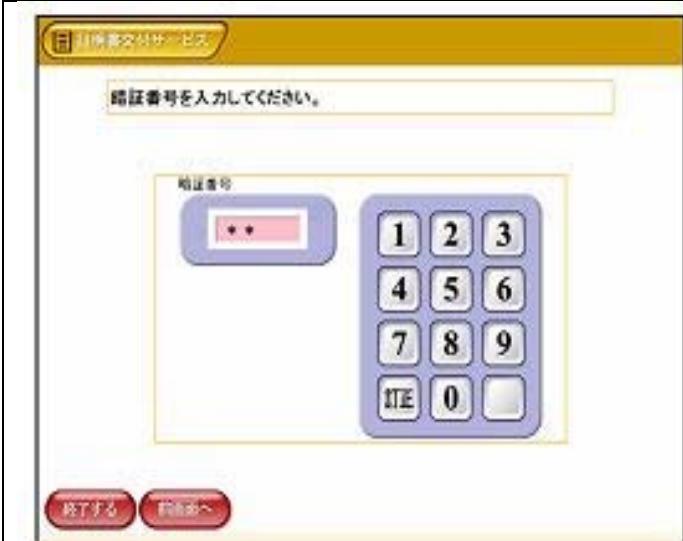
取組番号	13	項目名	出張所窓口の廃止	所管課	市民課	
整理番号	2-5-(2)					
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市の出張所では、住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行のみが行える。（戸籍証明は平日のみ） 出張所運営についてのアンケート調査や意見交換会を実施した。また、廃止の際は全出張所を同時に廃止することとしたが、時期については、マイナンバーカードの交付率が50%を超えた時点から再検討することとなった。 一部出張所で平日の開所時間を午前中のみとする段階的な見直しを実施 					
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの交付率について、令和4年度中には50%を超える見込みであるため、無作為抽出によるアンケート調査、市民との意見交換会、出張所条例の廃止等を行い、令和5年度中の実施を想定している。 					
目的	マイナンバーカードの普及に伴い、役割の少なくなった出張所窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減を図るため。					
目標時期	令和5年度					
実施内容		実施スケジュール				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
出張所窓口の廃止の検討		■	■	➡		
無作為抽出によるアンケート調査		■	■	➡		
市民との意見交換会及び周知		■	■	➡		
出張所窓口の廃止の実施				➡	➡	
	目標		効果			
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 出張所窓口の廃止の検討 無作為抽出によるアンケート調査 市民との意見交換会及び周知 		<p>【市の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役割の少なくなった出張所窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減ができる。 			
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 出張所窓口の廃止の実施 無作為抽出によるアンケート調査 市民との意見交換会及び周知 出張所窓口の廃止の実施 		<p>【市民の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストアでは、より幅広い時間帯で証明書等の発行ができる。 			
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 出張所窓口の廃止の実施 		<p>出張所窓口の廃止は、マイナンバーカードの普及・周知にもつながるため、結果として行政サービスの向上が期待できる。</p>			
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 出張所窓口の廃止の実施 					

コンビニ交付で住民票を取得する際の マルチコピー機の操作方法

※画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。



① タッチパネル画面のメインメニューから「行政サービス」を選択します。



② 証明書交付サービスの注意事項を確認の上、マイナンバーカードを所定の位置に置き、4桁の暗証番号を入力します。



③ 希望する証明書「住民票の写し」を選択し、記載する世帯構成（本人のみ、世帯全員、世帯の一部）を選択します。



④ 世帯主、続柄、本籍、筆頭者、個人番号（マイナンバー）の記載の有無を選択します。



⑤ 必要な部数を入力します。



⑥ 必要な証明の内容や部数を確認の上、表示された手数料の金額を投入し、「プリントスタート」を選択します。



⑦ マイナンバーカード、証明書、領収書、おつりの取り忘れを確認してください。

戸籍謄本等交付請求書(郵送)

令和 年 月 日

(あて先) 本籍地市区町村長

★何が必要ですか?

戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 通 (全部事項証明書) 戸籍に記載されている全員についての証明	戸籍抄本 <input checked="" type="checkbox"/> 通 (個人事項証明書) 戸籍に記載されている個人についての証明	改製原戸籍 <input checked="" type="checkbox"/> 通 法の改正などにより跡かれた従前の戸籍
除籍 <input checked="" type="checkbox"/> 通 死亡や離婚、転籍などにより全ての人が除籍になっている戸籍	身分証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 通 本籍・筆頭者氏名の記載が 在外選挙人登録地の記載が	その他 <input type="checkbox"/> 通 []
戸籍の附票 <input checked="" type="checkbox"/> 通 本籍・筆頭者氏名の記載が 在外選挙人登録地の記載が		その戸籍が編成されてからの住所の履歴が記載された書類 □必要 □不要 □必要 □不要 (登録のある方のみが対象です)

★本籍はどちらですか?

本籍	筆頭者(戸籍のはじめに書かれている人)の氏名	※亡くなられても 変わりません
----	------------------------	--------------------

★どなたの証明が必要ですか?

氏名	生年月日	年 月 日
★何に使いますか?		
<input type="checkbox"/> パスポート申請	<input type="checkbox"/> 年金手続	<input type="checkbox"/> 戸籍の届出
<input type="checkbox"/> 相続手続き <氏名	続柄	>が亡くなったことによる
亡くなった方について 死亡の記載のあるもの 出生から死亡までのもの ()から()までのもの		
<input type="checkbox"/> その他(具体的に書いてください)		
※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。 (令和 年 月 日) 市・区・町・村に 届を届出)		

★申請者

住所
氏名 生年月日 年 月 日
昼間の連絡先 電話番号 ()
証明が必要な方との関係 本人・配偶者・子・父母・祖父母・孫・その他() ⇒ 委任状が必要な場合があります。

同封した手数料(定額小為替) 円 返送料(切手) 円

※手数料はそれぞれの市町村によって異なりますので、お確かめのうえご請求ください。

※手数料は郵便局の定額小為替を同封してください。返送料用封筒(切手を貼付)も同封してください。

郵送での戸籍謄抄本等の取り寄せについて

戸(除)籍謄抄本・附票・身分証明書等は、本籍地で発行します
以下の①②③④を同封し、本籍地の市区町村役場の戸籍担当にご請求ください

①申請書

裏面の「戸籍謄抄本等交付請求書」に必要事項を記入してください。
専用の連絡先・電話番号を必ず記入してください。

②手数料

手数料は定額小為替（郵便局で売っています）でお願いします。

※手数料はそれぞれの市町村によって異なりますので、お確かめのうえご請求ください。
白井市に請求する場合の手数料は次のとおりです。

戸籍謄抄本：1通450円、除籍・改製原戸籍謄抄本：1通750円
戸籍の附票：1通300円、身分証明書：1通300円
受理証明書：1通350円、記載事項証明書：1通350円

③本人確認書類の写し

マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類の写しをお願いします。

④返信用の封筒・切手

封筒に申請者の現住所・氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。

お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

※郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。

日数に余裕をもって申請してください。



委任状（住民票等請求用）

(宛先) 白井市長

令和 年 月 日

委任者 <small>(頼んだ人)</small>	住 所	
	氏 名	
	生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦	年 月 日
	電 話	

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

代理人 <small>(頼まれた人)</small>	住 所	
	氏 名	
	生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦	年 月 日
	電 話	

委任する内容の□に✓をつけてください。

委任事項	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（除票）、住民票記載事項証明書の取得
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍・改製原戸籍）謄・抄本の取得
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の取得
	<input type="checkbox"/> 身分証明書の取得
	<input type="checkbox"/> 住民異動届（転入・転出・世帯主変更・世帯分離・世帯合併等）
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

【注意点】

- (1) 委任状は委任者本人が記入してください。
- (2) パソコン書き等、委任者本人の自筆でない場合は委任者の氏名欄に押印してください。
- (3) 鉛筆や消えるボールペンで記入されている場合は受付できません。
- (4) 委任者が15歳未満の場合は、親権者が記入してください。
- (5) 平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- (6) 委任状に不備・記入漏れがあるときは受付できない場合があります。

白井市役所出張所設置条例を廃止する条例（案）

白井市役所出張所設置条例（昭和57年条例第14号）は、廃止する。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年12月29日から施行する。
(白井市複合センター設置管理条例の一部改正)
- 2 白井市複合センター設置管理条例（昭和57年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第3条中第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。
第4条の表白井市西白井複合センター、白井市白井駅前センター及び白井市桜台センターの項中「市役所出張所」を削る。
第5条中第1号を削り、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げる。
(白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 3 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

白井市複合センター設置管理条例（昭和57年条例第13号）新旧対照表

改 正 案	現 行																				
<p>(事業)</p> <p>第3条 複合センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>_____</p> <p>(1) 児童の健全な育成に関すること。</p> <p>(2) 老人の健康増進を図るための便宜供与に関する事。</p> <p>(3) 公民館活動に関する事。</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項に関する事。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 複合センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>市役所出張所</u>に関する事。</p> <p>(2) 児童の健全な育成に関する事。</p> <p>(3) 老人の健康増進を図るための便宜供与に関する事。</p> <p>(4) 公民館活動に関する事。</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項に関する事。</p>																				
<p>(施設)</p> <p>第4条 前条の事業を行うため複合センターは、次の施設をもって構成する。</p>	<p>(施設)</p> <p>第4条 前条の事業を行うため複合センターは、次の施設をもって構成する。</p>																				
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>白井市西白井複合センター</td><td>_____</td></tr><tr><td></td><td>児童館</td></tr><tr><td></td><td>老人憩いの家</td></tr><tr><td></td><td>公民館</td></tr></tbody></table>	名称	施設	白井市西白井複合センター	_____		児童館		老人憩いの家		公民館	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>白井市西白井複合センター</td><td>市役所出張所</td></tr><tr><td></td><td>児童館</td></tr><tr><td></td><td>老人憩いの家</td></tr><tr><td></td><td>公民館</td></tr></tbody></table>	名称	施設	白井市西白井複合センター	市役所出張所		児童館		老人憩いの家		公民館
名称	施設																				
白井市西白井複合センター	_____																				
	児童館																				
	老人憩いの家																				
	公民館																				
名称	施設																				
白井市西白井複合センター	市役所出張所																				
	児童館																				
	老人憩いの家																				
	公民館																				

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">白井市白井駅前センター</td><td style="width: 50%; text-align: right;">市役所出張所</td></tr> <tr> <td>児童館</td><td style="text-align: right;">児童館</td></tr> <tr> <td>老人憩いの家</td><td style="text-align: right;">老人憩いの家</td></tr> <tr> <td>公民館</td><td style="text-align: right;">公民館</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">白井市桜台センター</td><td style="width: 50%; text-align: right;">市役所出張所</td></tr> <tr> <td>児童館</td><td style="text-align: right;">児童館</td></tr> <tr> <td>公民館</td><td style="text-align: right;">公民館</td></tr> </table> <p>2 (略) (関係条例)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、この条例に定めるもののほか、当該各号に掲げる条例及びこれに基づく規則の定めるところによる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) 児童館 白井市児童館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第19号）</p> <p>(2) 老人憩いの家 白井市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第20号）</p> <p>(3) 公民館 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例（平成20年条例第18号）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	白井市白井駅前センター	市役所出張所	児童館	児童館	老人憩いの家	老人憩いの家	公民館	公民館	白井市桜台センター	市役所出張所	児童館	児童館	公民館	公民館	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">白井市白井駅前センター</td><td style="width: 50%; text-align: right;">市役所出張所</td></tr> <tr> <td>児童館</td><td style="text-align: right;">児童館</td></tr> <tr> <td>老人憩いの家</td><td style="text-align: right;">老人憩いの家</td></tr> <tr> <td>公民館</td><td style="text-align: right;">公民館</td></tr> </table> <p>2 (略) (関係条例)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、この条例に定めるもののほか、当該各号に掲げる条例及びこれに基づく規則の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>市役所出張所 白井市役所出張所設置条例（昭和57年条例第14号）</u></p> <p>(2) 児童館 白井市児童館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第19号）</p> <p>(3) 老人憩いの家 白井市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第20号）</p> <p>(4) 公民館 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例（平成20年条例第18号）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	白井市白井駅前センター	市役所出張所	児童館	児童館	老人憩いの家	老人憩いの家	公民館	公民館
白井市白井駅前センター	市役所出張所																						
児童館	児童館																						
老人憩いの家	老人憩いの家																						
公民館	公民館																						
白井市桜台センター	市役所出張所																						
児童館	児童館																						
公民館	公民館																						
白井市白井駅前センター	市役所出張所																						
児童館	児童館																						
老人憩いの家	老人憩いの家																						
公民館	公民館																						

白井市公民センターの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第3号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 第1条の目的を達成するため必要な事業に関すること。</p> <hr/> <p>(2) その他市長が必要と認める業務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 第1条の目的を達成するため必要な事業に関すること。</p> <p>(2) <u>市役所出張所に関すること。</u></p> <p>(3) その他市長が必要と認める業務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

○白井市市民参加条例（抜粋）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民参加の方法

第1節 通則（第6条—第9条）

第2節 審議会等（第10条—第13条）

第3節 パブリック・コメント（第14条—第16条）

第4節 アンケート調査（第17条）

第5節 意見交換会（第18条—第20条）

第6節 ワークショップ（第21条・第22条）

第7節 住民投票（第23条）

第8節 その他の方法（第24条）

第3章 推進体制（第25条）

第4章 雜則（第26条—第28条）

附則

（略）

第2章 市民参加の方法

第1節 通則

（市民参加の対象）

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加により行わなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更
- (6) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき又は政策的な判断を要しない条項について条例を改正するときは、市民参加を行わないことができる。

（市民参加の方法）

第7条 実施機関は、前条の行政活動（同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。）を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。

（略）



NTT
東日本

2021-2022年度版

「INSネット」をご利用の
事業者さまへ

ご存知ですか？

2024年1月

「デジタル通信モード」が
サービス終了することを

社内
関連部署でも
ご確認
ください

【本冊子をご覧いただく際の留意事項】

■本冊子記載の移行後のご利用イメージについては、「フレッツ光」を事例に記載しておりますが、他通信事業者及び光コラボレーション事業者が提供する光回線やモバイル回線で移行できる場合もございますので、あわせてご検討ください。

K21-02389 [2111-2210]

NTT東日本が提供するISDN回線「INSネット」をご利用の事業者さまへ重要なお知らせ

- 「INSネット」を提供するNTT東日本の局内設備を2024年1月以降に切替いたします。
- 「INSネット」の「通話モード」は引き続きご利用いただけますが、「デジタル通信モード」は2024年1月にサービス終了いたします。

「INSネット」は、以下の2つのご利用方法がございます。

デジタル通信モード (パソコンやデータ通信端末、G4規格FAX等で利用されています)	→	2024年1月 サービス終了
通話モード (電話機やG3規格FAX等で利用されています)	→	継続してご利用いただけます

「デジタル通信モード」をご利用されている場合は、IPサービス等によるデータ通信へ移行していただく必要があるため、計画的な準備をお願いいたします。

「通話モード」については、ご利用中の電話機等は設備切替後もお使いいただけます。

また、ご利用継続には手続き等は不要です。



「INSネット」には「INSネット64／INSネット64・ライト」「INSネット1500」があり、すべてが「デジタル通信モード」の利用が可能なサービスです。

INSネット64 / INSネット64・ライト

1本で2回線同時に利用できるサービスです。

INSネット1500

1本で23回線分(または24回線分)利用できるサービスです。

マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！

本人確認書類として使える！^{※1}

マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場合も、これ1枚でOK！他にもライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます！



コンビニで各種証明書が取得できる！^{※1}^{※2}

忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。



健康保険証としても使える！^{※3}

本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定健診情報などが確認できます。



給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。



オンラインで行政手続きができる！^{※1}^{※4}

確定申告（e-Tax）をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンライン申請で便利に行えます。



新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

日本国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です



便利な「マイナポータル」が使える！^{※1}^{※4}

ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。



民間のサービスにも拡大中！^{※4}

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使って、書類郵送などの手間がかかりません。



※1 市区町村によってサービスが異なります。※2 毎日6:30から23:00まで利用できます（市区町村により異なる場合があります）。※3 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます。※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です。

マイナンバーカードを使って申込みすると

最大20,000円分のポイントがもらえる！

1
マイナンバーカードの新規取得等^{※5}で
5,000円分
ポイントがもらえる！

2022年1月1日から実施中

2
健康保険証としての利用申込みで
7,500円分
ポイントがもらえる！

6月30日からポイントの申込み受付・付与を実施中

カード取得は、
お早めに！



3
公金受取口座の登録で
7,500円分
ポイントがもらえる！



※カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします。

詳しい申込み方法などはこちら→

マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカードの申請期限は、9月末までとなりますのでお早めに！

マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

おもて

顔写真付き！
対面での本人確認書類に！



なりすましはできません。

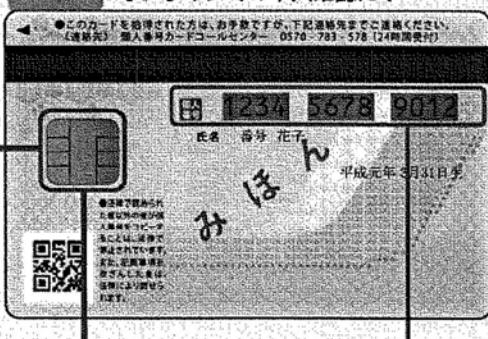
顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い
個人情報は入っていません。

ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報は
記録されません。

うら

ICチップ付き！
オンラインでの本人確認に！



電子証明書を使うため、
オンラインでの利用には
マイナンバーは
使われません。

マイナンバーを見られても悪用は困難です。

マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの
本人確認があるため、悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日(またはマイナンバーカードの有効期限)までです。

マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



マイナンバー
カードの
最新情報



そろそろあなたもマイナンバーカード

検索

<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>



お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27